

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700001	エンジェル税制の拡充	租税特別措置法37条の13の2 租税特別措置法37条の13の3		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5116001	中間法人	11
z0700001	エンジェル税制の拡充	租税特別措置法37条の13の2 租税特別措置法37条の13の3		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5116002	中間法人	11
z0700002	ベンチャー企業に対する税制優遇措置の適用条件緩和	租税特別措置法第42条の7		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5116003	中間法人	11
z0700003	未公開株の譲渡所得税率の緩和	租税特別措置法37条の11		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5116006	中間法人	11
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4~6 租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4 財産評価基本通達(相続税法関係)11 財産評価基本通達(相続税法関係)178~186		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5145009	東京都	11
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4~6 租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4 財産評価基本通達(相続税法関係)11 財産評価基本通達(相続税法関係)178~186		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5145010	東京都	11
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4~6 租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4 財産評価基本通達(相続税法関係)11 財産評価基本通達(相続税法関係)178~186		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5145011	東京都	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700001	エンジェル税制の拡充	5116	5116001	中間法人	11	エンジェル税制の対象範囲の拡大		エンジェル税制が適用されるためには、エンジェルの出資が金銭によるものであること、エンジェルの投資先が特定中小企業であり、かつその先と投資契約を締結していることなどの条件を満たしていることが必要。現物出資でも認めること、VCの資本が入っている中小企業であれば、特に投資契約が無くとも対象とするなどの条件緩和を希望する。		エンジェル税制の利用件数は、02年までの6年間でわずかに278件、企業数にして20社に留まっている。	租税特別措置法37条の13	財務省	みずほリサーチ2003/6 「ベンチャー支援の強化策とその評価」 本要望の事項番号2と関連
z0700001	エンジェル税制の拡充	5116	5116002	中間法人	11	エンジェル税制における損益通算の範囲拡大		現状、エンジェルの投資損失は、他の株式譲渡益としか損益通算できない。米国では、投資損失を一般所得と損益通算できるし、英国では、投資額自体の一定割合を税額控除できるので、同様の措置を希望する。		エンジェル税制の利用件数は、02年までの6年間でわずかに278件、企業数にして20社に留まっている。	租税特別措置法37条の13	財務省	みずほリサーチ2003/6 「ベンチャー支援の強化策とその評価」 本要望の事項番号1と関連
z0700002	ベンチャー企業に対する税制優遇措置の適用条件緩和	5116	5116003	中間法人	11	ベンチャー企業に対する税制優遇措置の適用条件緩和		税制優遇の適用対象は、中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新支援法などの認定企業に限られている。VCが投資している先など、現実的なベンチャー企業を対象としてもらいたい。		中小企業創造活動促進法などの認定手続きは煩雑。また、その認定企業には必ずしもベンチャーとは言えない企業も多く、現在の基準は、ベンチャー企業を定義するには、そぐわない。	租税特別措置法第42条の7	財務省	
z0700003	未公開株の譲渡所得税率の緩和	5116	5116006	中間法人	11	未公開株の譲渡所得税率の緩和		未上場株式の譲渡所得の税率も、上場株式と同水準まで引き下げたい。		現在、期間は限定されているものの、上場株式については、その譲渡所得に対する税率は従来の1/2に軽減されているが、未上場株式はこの対象外となっている。ベンチャー企業にとって、IPOできずとも、その開発資産を大手企業などにM&A等で売却するといった出口を取ることでもまあることから、その際の税率を抑えられれば、起業意欲も高まると思われる。	租税特別措置法37条の11	財務省	
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5145	5145009	東京都	11	事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入		中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続している場合には、我が国の農地に関する相続税猶予制度、や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4-6	財務省	
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5145	5145010	東京都	11	事業用相続時の土地の評価方法の見直し又は土地の減額評価の実施		相続税路線価格の決定にあたり、比較事例方式と収益還元方式の選択適用を可能とすること。 中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。 土地の評価額から、譲渡所得分相当額を減額すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4、財産評価基本通達(相続税法関係)11	財務省	
z0700004	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5145	5145011	東京都	11	事業用資産相続時の自社株評価方式の見直し		同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。 純資産価額方式での土地評価にも、小規模宅地等の評価減額制度を採用すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	財産評価基本通達(相続税法関係)178-186	財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700005	事前検査願」の包括申請の容認	関税法第67条 関税法基本通達67-3-9	貨物を輸入しようとする者は、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。但し、保税地域に搬入後では数量の確認が困難な貨物等については、輸入申告前に当該貨物の検査を行うことができる。	e	-	事前検査を受ける場合には、「事前検査願」は不要である。 なお、事前検査は、保税地域に搬入後では見本の採取等が困難な貨物等について便宜上輸入申告の前に行っているものである。		回答によれば、事前検査を受ける場合には、「事前検査願」は不要であるとされているが、この点について、解釈の徹底の観点から、通知などにより一層の周知徹底を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	e	-	通関手続を円滑にするため、事前検査を受ける場合には「事前検査願」は不要であることを説明会等の場で関係者に周知するとともに、税関に対しても周知徹底したところである。	5108002	株式会社ジャパンエナジー 水島製油所	11
z0700006	執務時間外貨物の積卸届」の簡素化	関税法第16条第1項、 関税法第19条	(積荷目録提出前の貨物の積卸承認) 外国貿易船に対する貨物の積卸しは、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除くほか、積荷目録の提出前にしてはならない。 (執務時間外の貨物の積卸しの届出) 税関の執務時間外において、外国貿易船等に貨物の積卸しをし、又は船舶に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。	c	-	積荷目録は、積載貨物の総括的な申告であり、税関はこれによって積載貨物の全貌を把握するとともに、積載貨物の取締りを行うことから、原則として、積荷目録を提出する前に貨物の積卸しをすることを禁止している。しかし、船舶及び航空機の能率的な運航を図る関係上その到着後直ちに貨物の積卸しをする必要がある場合には、あらかじめ税関長の承認を受けることを条件として、積荷目録提出前であっても貨物の積卸しを可能としている。 一方、執務時間外における貨物の積卸しについては、従来、取締りの必要性から、税関の執務時間外における外国貿易船等への貨物の積卸しを許可制としていたが、物流の24時間化に伴い夜間の積卸しが常態化してきたこと、税関における機動的、重点的な取締りの実施等を踏まえ、平成13年度に事前届出制としたところである。当該届出により、執務時間外における特定の貨物の荷役時間等他の税関手続では把握できない情報を事前に把握し、取締りを実施している。 提案の内容は、上記の手続様式を結合して単一の手続とするものであるが、次の理由から、対応は困難である。		要望者は、まさに貨物の積卸し方法によってはこれらの手続を同時に行う場合についての手続簡素化を望んでおり、承認申請が認められなければ、時間外の届出を出す必要はなく手続の連続性から考えるならば、これらを統合した様式を設けることは可能と考える。再検討願いたい。	d	-	関税法第16条第1項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)の承認は、積荷目録の提出前に貨物の積卸しをする場合の承認手続であって、税関の執務時間外に貨物の積卸しを行うか行わないかを問わない。 関税法第19条(執務時間外の貨物の積卸し)の届出は、税関の執務時間外に貨物を積卸しする場合に必要な届出手続であって、積荷目録提出前に貨物の積卸しを行うか行わないかを問わない。 それぞれの手続は、全く異なる観点から必要とされるものである。 また、当該提案は、提案主体がこれらの手続を同時に行っていることから提案されたものと思われるが、一般に、これらの手続を行う者は異なっており、また、執務時間外貨物の積卸届」については、作業の遅れ等により税関の執務時間内に貨物の積卸しを終了することができなくなった場合等に提出されることが一般的である。 なお、これらの手続については、NACCS(通関情報処理システム)により電子的に行うことも可能であり、当該システムの利用により、事務の簡素化・効率化が可能と考える。	5108003	株式会社ジャパンエナジー 水島製油所	11
z0700006	(上記の続き) 執務時間外貨物の積卸届」の簡素化					(上記の続き) 関税法第16条第1項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)の承認は、密輸出入又は関税のほ脱の防止等輸出入貨物の取締りの万全を期すために設けられたものであり、承認申請の事由等によっては税関長が承認しない場合もありうる。 一方、関税法第19条(執務時間外の貨物の積卸し)の届出は、執務時間外における貨物の積卸しを税関が把握するためのものであり、届出事項について記載要件が整っていれば、届出を受理しなければならないものである。 貨物の積卸し方法によってはこれらの手続を同時に行う場合もあると考えられるが、基本的にこれらの手続に直接の関係はなく、その趣旨、目的も異なること、また、承認申請と届出という法的性格も異なっていることを踏まえれば、これらを統合した様式を新たに設ける必要性はなく、また適当ではないと考えられる。						5108003	株式会社ジャパンエナジー 水島製油所	12
z0700007	見本持出許可申請書」手続きの包括申請の容認	関税法第32条 関税法基本通達32-3	外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。	d	-	見本の一時持出しが同一申請者により恒常的に行われる場合には、一定の期間内に行われる見本の一時持出しについて包括的に許可することが可能である。 また、見本の一時持出しの申請手続は、NACCS(通関情報処理システム)又はCUPES(税関手続申請システム)により電子的に行うことが可能であり、既にペーパーレス化が図られている。						5108001	株式会社ジャパンエナジー 水島製油所	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700005	事前検査願」の包括申請の容認	5108	5108002	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	11	事前検査願」の包括申請化		関税法基本通達67-3-8の(1)の口及びハの該当貨物を対象とした「事前検査願」を本船入港都度申請を行っている。年間を通じて恒常的に輸入される原油及び石油製品の同一積み出港からの同一輸入貨物(油種名)の性状はほぼ一致している。		原油及び石油製品で同一積出港からの同一油種名での輸入貨物の性状はほとんど変化が見られないことから「事前検査願」は、本船入港都度提出する必要が無いものと判断する。(品目限定)することにより事務手続きの軽減及びペーパーレスにつながる。	関税法基本通達67-3-8(輸入検査の種類) 関税法基本通達67-3-9(事前検査)	財務省	輸出国 積地 油種名等の品目限定制にして、包括申請手続き(適用期間1年間)を行わせる。
z0700006	執務時間外貨物の積卸届」の簡素化	5108	5108003	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	11	執務時間外貨物の積卸届」を他申請用紙への併記化		税関の執務時間外に、外国貿易船に貨物の積卸しを行うとすると事前にその旨を税関に届け出なければならないとされている。荷役が執務時間外になる場合、又は、時間外になるおそれのある場合に限り届けを行っている。		最近の外国貿易船の大型化に伴い、原油及び石油製品の小ロットでの輸入貨物が激減した。船型の大型化に伴うことから荷役時間も要し、税関の執務時間内に荷役が終了することはほとんど見受けられない。ついては、外国貿易船が入港 着積して荷役を即行えるように 積荷目録提出前貨物の承認申請書」を提出していることから 執務時間外貨物の積卸届」を廃止し、積荷目録提出前貨物の承認申請書」の内容を改訂し、荷役予定時間を記入することにより申請用紙が一部削減(2枚)になる。また、事務の軽減につながる。	関税法第19条(執務時間外貨物の積卸届) 関税法第16条(貨物の積卸)	財務省	積荷目録提出前貨物の積卸承認申請書」に 執務時間外貨物の積卸し」の届出内容が併用できる様式に改訂する。
z0700006	(上記の続き) 執務時間外貨物の積卸届」の簡素化	5108	5108003	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	12	(上記の続き) 執務時間外貨物の積卸届」を他申請用紙への併記化						財務省	
z0700007	見本持出許可申請書」手続きの包括申請の容認	5108	5108001	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	11	見本持出許可申請書」手続きの包括申請化		関税率表の輸入原油は、「石油化学製品の製造用に使用するもの」と「その他のもの」とに分類され税番は2709に固定化されている。一方、輸入石油製品は、性状により統計細分が異なることから輸入当事者の分析器による分析結果で税番・統計細分を得るべき「当事者分析成績採用申請書」を提出している。しかし、輸入原油は、税番が確定しているため「当事者分析成績採用申請書」を提出する必要が無いことから、輸入される原油のサンプルを都度採取しなければならず、その持出し許可を得るべき本申請書を税関に2部提出している。目的は、輸入原油の密度と硫黄の分析用サンプルである。		輸入原油は年間を通じ恒常的に輸入されることから、油種又は品目限定の包括申請(適用期間1年間)手続きをすることにより原油船が入港都度提出している「見本持出し許可申請書」の申請事務手続きの軽減及びペーパーレス化につながる。	関税法第32条(見本の一時持出) 関税法基本通達32-1(見本の一時持出しの許可基準及び申請手続き) 関税法第27条(見本の一時持出しの許可の申請)	財務省	サンプル採取は、従来通りとし「見本持出し許可申請書」の申請手続きを油種名又は、品名限定での包括申請(適用1年間)手続きとする。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700008	Sea NACCSとAir NACCSの統合	なし	NACCS(通関情報処理システム)は、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムであり、航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)と海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)の2つのシステムが稼働している。	b	-	税関への申請手続については、航空貨物と海上貨物で基本的には相違はないが、比較的少量の貨物を迅速に輸送する航空機と一度に大量の貨物を輸送する船舶では、貨物の輸送形態や取扱いについてかなりの相違があり、それらを反映して、物流管理などの民間業務の内容が異なっている。 NACCSは、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムであり、航空貨物と海上貨物についての民間業務の内容が大きく異なっていることを反映して、それぞれに最適な処理が行われるようAir-NACCSとSea-NACCSの2つのシステムを構築しているものである。 なお、NACCSについては、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」中の「レガシーシステムの見直しのための財務省行動計画(アクションプログラム)」に基づき、税関システムの一部として、平成16年度に外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その調査結果を踏まえ、平成17年度末までできる限り早期にシステムの最適化計画を策定することとしており、その中で、システムの最適化について検討することとしている。		システムの最適化計画の策定の中で、Air-NACCSとSea-NACCSの統合を検討するとともに、時期を、平成17年度末までの限り早期から、平成16年度中に時期を前倒しする方向で具体的に検討し、お示しいただきたい。	b	-	税関システムの刷新可能性調査の実施及び最適化計画の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、平成16年度に刷新可能性調査を実施し、平成17年度末までできる限り早期に最適化計画を策定することの実施スケジュールが定められたものである。 税関システムの刷新可能性調査については以下の調査項目について外部専門家に委託して調査を行うこととしている。 (1)安定性及び信頼性 安定性・信頼性確保の観点から現行システムの構成・運用状況を検証。 (2)セキュリティ セキュリティ確保の観点から現行システムの構成・運用状況を検証。 (3)効率性 税関事務のフロー(流れ)及びその業務量を踏まえ、各システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証。 (4)システムの経済性 データ通信契約の使用料の算定方法の妥当性を検証。 積載契約の費用算定方法の妥当性を検証。 契約方式を変更する場合の課題及び問題点についても検討。 汎用コンピュータを使用しているシステム構成について、オープンシステム化等への移行の可能性を検証。 海外の同種システムや国内の類似システムとのコスト比較を行い、コストの妥当性を検証。 (5)システム見直しの経済性 現行システムを見直す場合の経済性を費用対効果の観点から検証。 (6)その他 NACCSについては、海上システムと航空システムとの統合の可能性についても検討。 これらの調査は調査内容が多岐にわたるため、調査結果の取りまとめは平成16年度末になると見込まれる。最適化計画は、この調査結果を踏まえたシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討するものであること。また、NACCSは多数の官民のシステムとの連携が図られており、引き続き利用者利便に十分に配慮し、関係システムとの整合性を確保する必要があることから、多数の関係者と意見調整を図る必要があり、最適化計画の策定は平成17年度にならざるを得ない。	5084002	ソニー株式会社	11
z0700009	通関手続の見直し	関税法第67条、関税定率法第14条第11号	(1)- 貨物を輸出しようとする者は、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 (1)- 輸入申告の際に、当該貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書とその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	b	(1)- 1.我が国においても、必要な輸出の審査・検査を確保できる範囲内で通関の迅速化を図ることは重要と考えており、このため、包括事前審査制度を導入し、コンプライアンスの高い輸出者(過去、関税法等違反が無く、社内管理体制が整っている者等)が同一の貨物を継続して輸出する場合、あらかじめ、包括的に審査を行うことにより、個々の通関時の審査、検査を極力省略化することとしているところである。 2.更に平成15年度中に輸出貨物が保税地域搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度を導入することとしている。 同制度においては、あらかじめ審査区分を通知することとしており、検査が必要な貨物は保税蔵置場の許可を受けたメーカー又は海貨業者の倉庫や港頭地区である税関の検査場の他、税関長の許可を受けた場所(他所蔵置場所)で通関時検査を受けることが可能となる。 (1)- ヒアリングの結果が得られた後、実務面において可能な部分について対応することとした。なお、現在、関係者等に対してヒアリングを実施しているところであり、対応策及び実施時期については、今後のヒアリングの結果によるため、現時点でお示しすることは		(1)- ヒアリングの終了時期や検討期間を具体的に示しいただきたい。 指定貨物の所属区分については、平成15年4月以降の緩和による利用拡大状況を踏まえた上でとされているが、既に1年が経過することから、その緩和の可否及びその時期について平成16年中に検討し、結論を出すことで再検討願いたい。	b	-	(1)- 現在、利用実態に応じた手続の簡素化を検討中であり、同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを実施しており、本年6月までにはヒアリングを了することとしている。	5021220	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0700010	簡易申告制度の要件緩和	関税法第7条の2、関税法施行令第4条の6、第4条の8	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。 当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。	b	-	簡易申告制度は、輸入者が継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物を引き取ることができる特例的な制度である。 よって、無制限に要件等を緩和することは、制度の趣旨からみても行えないが、本制度の利便性を考慮して、回数要件について、本年4月以降年2回以上から年6回以上へと緩和を行ったところである。 指定貨物の所属区分については、上記緩和による利用拡大状況を踏まえた上で、その緩和の可否及びその時期について検討することとする。		回答では、指定貨物の所属区分については、平成15年4月以降の緩和による利用拡大状況を踏まえた上でとされているが、既に1年が経過することから、その緩和の可否及びその時期について平成16年中に検討し、結論を出すことで再検討願いたい。	b	-	本制度の趣旨を踏まえ、無制限に要件等の緩和を行うことはできないものの、平成15年4月の回数要件緩和による利用拡大状況を基に更なる緩和の可否等について、現在検討を進めているところである。	5021220	社団法人日本経済団体連合会	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700008	Sea NACCSとAir NACCSの統合	5084	5084002	ソニー株式会社	11	Sea NACCSとAir NACCSの統合		Sea NACCSとAir NACCSは同じ税関のシステムにもかかわらず、それぞれのシステム構造を持ち、独自の運用形態をとっているため、完全な統合を要望する。		Sea NACCSとAir NACCSは海上と航空の通関にそれぞれのシステム構造を持っている。そのため、システム変更などにより企業側でインターフェースを取るときにそれぞれ別の対応が必要となり、膨大なコストがかかっている。工数も倍かかるとなるため、利用者の負担をできるだけ少なくする方向で統合を望む(個としての投資、経費も最低限におさえる必要があることは認識している)。	関税法第67条、第68条第1項、電子情報処理組織による税関手続きの特例に関する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	財務省	
z0700009	通関手続きの見直し	5021	5021220	社団法人日本経済団体連合会	11	通関手続きの見直し【新規】		(1)信頼性が高い企業の輸出入貨物については、コンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図りたい。具体的には、包括事前審査制度等の適用を受ける信頼性の高い企業の貨物については、輸出申告における税関検査を、保税指定の有無に拘わらず港頭地区の倉庫などでも事前実施できるようにすべきである。梱包資材等の再輸入貨物については届出制などの簡便な方法を認めるべきである。 (2)簡易申告制度において、他法令などにより規制されない一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」すべきである。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和すべきである。	輸出入手続のリードタイムを短縮化でき、国際競争力の強化が期待できる。 貨物の滞留時間を削減することで、保管コストを削減できる。	関税法	財務省	輸出貨物について、同種の貨物を繰り返し輸出している場合でも、輸出時に必要に応じ税関の検査が行われる。 全ての輸出入貨物について税関に申告する必要があり、事務処理に多大な時間とコストを要している。 税関長の承認を受けた者(特例輸入者)は、一定の条件を満たす貨物(指定貨物)の輸入については、税関検査の省略等さまざまなメリットが与えられ、迅速な引き取りが可能となっている(簡易申告制度)が、指定貨物の条件が厳しく、制度の利用が阻害されている面もある。	
z0700010	簡易申告制度の要件緩和	5021	5021220	社団法人日本経済団体連合会	21	通関手続きの見直し【新規】		(1)信頼性が高い企業の輸出入貨物については、コンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図りたい。具体的には、包括事前審査制度等の適用を受ける信頼性の高い企業の貨物については、輸出申告における税関検査を、保税指定の有無に拘わらず港頭地区の倉庫などでも事前実施できるようにすべきである。梱包資材等の再輸入貨物については届出制などの簡便な方法を認めるべきである。 (2)簡易申告制度において、他法令などにより規制されない一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」すべきである。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和すべきである。	輸出入手続のリードタイムを短縮化でき、国際競争力の強化が期待できる。 貨物の滞留時間を削減することで、保管コストを削減できる。	関税法	財務省	輸出貨物について、同種の貨物を繰り返し輸出している場合でも、輸出時に必要に応じ税関の検査が行われる。 全ての輸出入貨物について税関に申告する必要があり、事務処理に多大な時間とコストを要している。 税関長の承認を受けた者(特例輸入者)は、一定の条件を満たす貨物(指定貨物)の輸入については、税関検査の省略等さまざまなメリットが与えられ、迅速な引き取りが可能となっている(簡易申告制度)が、指定貨物の条件が厳しく、制度の利用が阻害されている面もある。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700011	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c	b	1.臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は、税関の事務の執行上支障があると認めるときを除き、その承認を行っている。また、税関の執務時間外における事務の執行上支障がないよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関がそのための体制を整え、実務上対応可能か否かを判断する必要があるため、承認手続は必要である。 2.臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 3.今後、受益者負担の原則を踏まえながら、国際物流の変化に応じてどのように臨時開庁手数料を見直すべきかについて検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。 4.なお、臨時開庁手数料については、地方公共団体による自主的な規制改革や民間事業者による取組みを促すことにより、我が国の国際物流の効率化を図るため、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。		わが国の港湾の国際競争力を高めるため、人員配置を3交代制にするなどの工夫により、税関を24時間開庁することを前提に具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。24時間開庁となれば、臨時開庁とはならず、手数料も不要となるものと考えられるが、この点についても具体的に対応策を検討し、お示し願いたい。	c	b	執務時間外の行政需要がある空港 港湾については、税関は自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を取っている。一方、24時間365日全ての時間帯に行政需要があるわけではなく、行政需要のない時間帯に職員を常駐させることは、税金の無駄遣いとなるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。	5021209	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700011	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c	b	1.臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は、税関の事務の執行上支障があると認めるときを除き、その承認を行っている。また、税関の執務時間外における事務の執行上支障がないよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関がそのための体制を整え、実務上対応可能か否かを判断する必要があるため、承認手続は必要である。 2.臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 3.今後、受益者負担の原則を踏まえながら、国際物流の変化に応じてどのように臨時開庁手数料を見直すべきかについて検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。 4.なお、臨時開庁手数料については、地方公共団体による自主的な規制改革や民間事業者による取組みを促すことにより、我が国の国際物流の効率化を図るため、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。		わが国の港湾の国際競争力を高めるため、人員配置を3交代制にするなどの工夫により、税関を24時間開庁することを前提に具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。24時間開庁となれば、臨時開庁とはならず、手数料も不要となるものと考えられるが、この点についても具体的に対応策を検討し、お示し願いたい。	c	b	執務時間外の行政需要がある空港 港湾については、税関は自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を取っている。一方、24時間365日全ての時間帯に行政需要があるわけではなく、行政需要のない時間帯に職員を常駐させることは、税金の無駄遣いとなるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。	5084001	ソニー株式会社	11
z0700012	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	b	-	1.臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 2.今後、受益者負担の原則を踏まえながら、国際物流の変化に応じてどのように臨時開庁手数料を見直すべきかについて検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。 3.なお、臨時開庁手数料については、地方公共団体による自主的な規制改革や民間事業者による取組みを促すことにより、我が国の国際物流の効率化を図るため、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。		わが国の港湾の国際競争力を高めるため、人員配置を3交代制にするなどの工夫により、税関を24時間開庁することを前提に具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。24時間開庁となれば、臨時開庁とはならず、手数料も不要となるものと考えられるが、この点についても具体的に対応策を検討し、お示し願いたい。	b	-	執務時間外の行政需要がある空港 港湾については、税関は自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を取っている。一方、24時間365日全ての時間帯に行政需要があるわけではなく、行政需要のない時間帯に職員を常駐させることは、税金の無駄遣いとなるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。	5071097	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700011	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し	5021	5021209	社団法人日本経済団体連合会	11	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し		従来の執務時間(8:30~17:00)以外の通関を、通常の申請と同様に取り扱うべきである。具体的には、事前申請等特別な事務処理は一切なくすべきである。臨時開庁費用も無料、ないしはできる限り低廉化すべきである。コンテナターミナルの運営時間を延長するような施策についても検討すべきである。		半導体製造装置のスペアパーツや海外生産工場向け組立用パーツといった非常に緊急性の高い貨物の出荷リードタイムを短くする事が可能になる。このことにより、顧客からの急なニーズに応え、また生産ストップ等の顧客への被害を回避させる事が出来る。輸出入のリードタイム短縮や超緊急対応が可能になることによって、既に税関執務時間に制約のない国々と肩を並べ、わが国産業界全体の国際競争力を強化することができる。現在の輸出入申告の殆どが書面によらず、電子情報により申告されている実態に鑑みれば、臨時開庁費用は無料化(あるいは、できる限り低減化)すべきである。また、臨時開庁手数料が不要になれば、それらの金銭の授受に関する事務作業がなくなり、業務の効率化が推進されるのと同時に、企業の費用負担が軽減され、臨時開庁が容易に利用できるよくなる。	関税法第98条、第100条 税関関係手数料令第6条	財務省 国土交通省	もともと税関の執務時間は8:30~17:00までであったが、税関関連の特区対応等で24時間の職員常駐等が図られてきている。しかし、従来の執務時間以外の通関については、事前の連絡等手続自体に煩雑さが伴う。また、執務時間以外の通関は臨時開庁扱いになり、臨時開庁費用が必要となっている。
z0700011	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し	5084	5084001	ソニー株式会社	11	通関における原則24時間365日体制の整備と周知徹底		港湾 空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日~金曜日8:30~17:00となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合には、臨時開庁を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。6月度の最終回答では、平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する」とあるが、臨時開庁手続きの存在自体が、これまで生産体制や物流体制の整備、投資のペースとなり、需要を十分に喚起してこなかった可能性を踏まえる必要がある。そのため「臨時開庁」ではなく「原則24時間365日体制の確立と事業者への周知徹底」による需要喚起を要望する。	サプライチェーンマネジメント(リードタイム短縮、在庫圧縮、コスト削減)に加え、設備稼働効率向上、生産性向上などを目的とした、より柔軟な生産、配送体制の構築	国際競争の激化、商品ライフサイクルの短縮化などにより、部品の調達から最終消費者までを視野に入れたリードタイム短縮、過剰在庫圧縮を中心としたサプライチェーンマネジメントが企業経営の重要課題となっている。その管理が日数単位から時間単位へとより厳密化している中、国際物流のボトルネックの解消、効率化が大きな要素となる。現状では、手続きを経て24時間の通関が可能だが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要でリードタイム、コストの面で負担がまだまだ大きい。通関の原則24時間365日体制により、リードタイム短縮や輸送のメニュー、選択肢が拡大し、企業にとってより効率的な生産物流体制の整備が促進される。	関税法第98条、第100条第1項第4号	財務省	
z0700012	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	5071	5071097	米国	11	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減		2003年4月から開始された国際物流特区における時間外手数料の削減は、日本の国際港の競争力を強化した。成長へ向け、通関時間外手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。				財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700013	積卸コンテナ一覧表の提出に係る臨時開庁手数料の免除	関税法第98条、関税法施行令第87条第1項第5号、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第2条	税関の執務時間外に臨時的執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、所定の手数料を納付しなければならない。	f	-	コンテナの輸出入申告については、国際運送上の便宜を図るため、積卸コンテナ一覧表の提出と一括簡素化された手続を採用しているが、関税法に基づき輸出入の許可の手続である点においては一般の貨物と何ら変わりはなく、税関の執務時間外に執務を求める場合には、一般の貨物と同様に、受益者負担の原則に基づき、所定の臨時開庁手数料を納付しなければならない。従って、臨時開庁手数料を免除することは財政措置に該当する。		わが国の港湾の国際競争力を高めるため、人員配置を3交代制にするなどの工夫により、税関を24時間開庁することを前提に具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。24時間開庁となれば、臨時開庁とはならず、手数料も不要となるものと考えられるが、この点についても具体的に対応策を検討し、お示し願いたい。	f	-	執務時間外の行政需要がある空港、港湾については、税関は自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を取っている。一方、24時間365日全ての時間帯に行政需要があるわけではなく、行政需要のない時間帯に職員を常駐させることは、税金の無駄遣いとなるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。 なお、税関の執務時間外に執務を求める場合には、一般の貨物と同様に、受益者負担の原則に基づき、所定の臨時開庁手数料を納付しなければならない、臨時開庁手数料を免除することは財政措置に該当する。	5111024	社団法人日本自動車工業会	11
z0700014	保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和	関税法第23条第1項、同法施行令第21条の2第1項、同法基本通達23-2、23-3、23-4、23-5、23-7	船舶に外国貨物である船用油(燃料油に限る。)を積込む場合には、原則、都度、税関に申告し、その承認を受けることとなっているが、継続的に積み込む場合において、1月の間に予定される積み込みの明細が判明している場合に限り、包括的に積み込みの申告を認めている。	b	-	現行の外貨船用品油に係る包括的な積込承認手続については、関係団体からの要望を受け、平成12年7月に導入された制度であるが、現在、この制度はほとんど利用されていない状況にある。 その理由としては、1ヶ月間に予定されている積み込みの明細を包括申請時に確定できないことであるが、税関の取締り支障のないと認められる範囲内において包括申請に係る運用面の見直し等、平成16年度中を目途に検討する。		制度がほとんど利用されていない状況に鑑み、包括申請に係る運用面の見直し等、平成16年度の早い時期に検討し、結論を得る方向で再検討願いたい。	b	-	既に実態調査及び検討を開始しており、平成16年度の早い時期に結論を出したいと考えている。	5021217	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700015	輸入申告に関わる課税価格の算定方法の見直し		関税定率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素(運賃、保険料等)の額を加えた価格(CIF方式)とすることとしている。	f	-	課税標準を減ずることで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。		税制改正要望とされているが、要望内容は、課税にかかる基準価格(CIF価格)へFOBの場合であっても、換算し直したり、加算要素として評価申告しなければならない部分の管理に多大な負荷がかかっていることから、円滑な納税を行うために要望しているものであり、この点を踏まえて再検討願いたい。	f	-	輸入申告における課税価格の算定について加算要素を省略することは、WTO関税評価協定上認められないものである。 いずれにせよ、課税標準を減ずることで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。	5111026	社団法人日本自動車工業会	11
z0700016	自動車の生産販売流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項、地方税法第699条の11、地方税法第151条、第151条の2、第152条、自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、自動車損害賠償保障法第9条、道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査、登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e-Japan重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b		国土交通省より回答	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700013	積卸コンテナ一覧表の提出に係る臨時開庁手数料の免除	5111	5111024	社団法人日本自動車工業会	11	積卸コンテナ一覧表の提出に係る臨時開庁手数料の免除		通関手続の365日24時間対応、昼夜 曜日に関係なく入出港をするコンテナ船への対応が必要な時代でもあり、NACCSで処理され、実質的に税関職員執務を伴わない積卸コンテナ一覧表の提出業務に係る臨時開庁申請は、不要又は手数料の免除をして欲しい。これは、船側のコスト低減ではあるが、これが荷主コスト低減に繋がりに、グローバルなコスト競争力UPが図れるもの。	現地生産の拡大 部品調達グローバル化に伴い、近年、KD部品 補用部品の輸出 あるいは部品輸入の拡大が続いているが、これらの輸送には海上コンテナが使われている。このコンテナの通関手続(積卸コンテナ一覧表の提出)を税関の執務時間外である夜間 土日等に行なうと臨時開庁手数料が徴収される。	コンテナの通関手続は、現在殆んどNACCSにより機械的に処理され、税関職員の執務を伴っていない。 上項の開庁申請で取扱うコンテナ一覧表の件数は、一般貨物と同じであるが、通関処理の難易度等から見て、著しく均衡を欠くものと思われる。 例:1時間当りの開庁申請で扱う申告件数 ア)一般貨物の輸出申告 MAX 9件 イ)積卸コンテナリストの提出 MAX 9件(NACCS機械的処理) イ)一般貨物の輸入申告 MAX 3件 ロ)積卸コンテナリストの提出 MAX 3件(NACCS機械的処理)	関税法第98条	財務省	本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく(再要望する)。 重点要望項目
z0700014	保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和	5021	5021217	社団法人日本経済団体連合会	11	保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和【新規】		保税船用重油について、包括申請の条件を緩和し、包括申請制度が実務上十分活用できる制度とすべきである。	一回毎の申請が必要となっている現状では、申請自体が毎日発生することになり、事務作業上非常に非効率であると同時に、コストも嵩む。 海外市場との比較を強いられる邦地での保税船用重油販売については、国際競争力が劣る。 包括申請制度が実務上十分に運用されることで、申請業務の効率化は大幅に図られ、コスト削減が期待できるとともに、当日出荷や大型船による順次配送も可能となることで、供給の柔軟性が高まる。また、国際市場並みの対応が可能となり、競争力の向上で外船需要の拡大等も期待できる。 数量、船名等の申請項目については、事後に実績修正を入れる等の方法により、柔軟な対応が可能である。	関税法第23条第1項 関税法施行令第21条の2第1項	財務省	保税船用重油の積込承認申請については、1ヵ月単位での包括申請が認められている。しかし、出荷明細については、取引上、1週間程度前に確定されるのが通常であるため、1ヵ月分を予め確定することはできない。従って、実務においては、包括申請制度を十分活用することができず、従来どおり一回毎の申請とならざるを得ないのが現状である。	
z0700015	輸入申告に関わる課税価格の算定方法の見直し	5111	5111026	社団法人日本自動車工業会	11	輸入申告に関わる課税価格の算定方法の見直し		関税率0%の輸入貨物については、加算要素を考慮しないこととしていただくとともに、CIFでの輸入申告を改め、輸出申告と同様にFOB (Free On Board、本船積み込み値段)での申告としていただきたい。	輸入貨物に関わる課税価格は、インボイス価格をベースとしたCIF (Cost Insurance and Freight、運賃・保険料等込み価格)であるが、下記の場合には、さらに加算要素を加えて申告を行う必要がある。 同一資本等特殊な関係にある企業間の輸入取引 仕入れ原価と現実の支払いが一致しない場合 無償提供品及び役務の費用等加算取引がある輸入取引	原材料を近隣諸国に輸出し、近隣諸国で加工 組み立てを行ったのち、製品を輸入するといった形態の貿易が増加しているが、その際、無償提供品(日本から近隣諸国に無償提供した設備など)がある場合は、その分を加算要素として評価申告しなければならないため、その管理に多大な負荷がかかっている。	関税率法第4条(課税価格決定の原則)第1項 関税率法施行令第1条の四(輸入貨物につき現実に支払われた又は支払うべき価格)第1条の五(課税価格に含まれる運賃等) 関税率法基本通達4-7、4-3、4-12	財務省	重点要望項目
z0700016	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1.自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討 具体化すべきである。 (1)検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消 移転登録手続の電子化 (2)自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 (3)自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)が多大な事務負担を強いられている。 これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があるが、電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮することが重要である。	道路運送車両法、自動車登録法、関係省令 自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係政省令 自動車重量税法、関係政省令 自動車損害賠償保障法、関係政省令 地方税法、関係政省令 地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政手続は、それぞれ所管官庁が異なり、手続申請窓口が陸運支局、警察署、都道府県税事務所、その他に分かれている。このため、申請内容は多くの項目で重複し、申請に必要な添付書類も多くその発行機関が国・地方に跨っている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700016	(上記の続き) 自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等											5021207	社団法人日本経済団体連合会	12
z0700016	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達 登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査 登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。			b	国土交通省より回答	5085017	オリックス株式会社	11	
z0700016	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達 登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査 登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。			b	国土交通省より回答	5086017	社団法人リース事業協会	11	
z0700017	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	関税法第15条、第17条、第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1.手続の見直しについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において、今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、改めて輸出入 港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行うこととしているとともに、IT戦略本部による電子政府構築計画においても、国際的な調和に留意しつつ、手続の徹底した見直しを行い、既存の業務 システムに係る最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定することとしており、シングルウィンドウ化実現後における利用者意見を順次聴取しているところである。 2.また、国際基準への準拠、手続の簡素化の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする 国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)の批准に向け、関係省庁とともに条文内容等を精査しているところである。			b	国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)の批准を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700016	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) ④重量税納付手続等 納付手続等の電子化 ⑤保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 ⑥自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 ⑦所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 2.なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。				国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	
z0700016	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国・邦の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途)一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z0700016	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国・邦の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途)一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z0700017	輸出入・港湾諸手続の簡素化の促進	5021	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進		2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたことは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、①民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、②申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、③庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官庁のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続きが数多く残されているのが現状である。 シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、このままでは、真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	港湾・輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものとはいえない。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700017	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	関税法第15条、第17条、第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1. 手続の見直しについては、規制改革推進3か年計画 (再改定) において、今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、改めて輸出入 港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行うこととしているとともに、IT戦略本部による電子政府構築計画においても、国際的な調和に留意しつつ、手続の徹底した見直しを行い、既存の業務 システムに係る最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定することとしており、シングルウィンドウ化実現後における利用者意見を順次聴取しているところである。 2. また、国際基準への準拠、手続の簡素化の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約 (仮称) (FAL条約)」の批准に向け、関係省庁とともに条文内容等を精査しているところである。		国際海運の簡易化に関する条約 (仮称) (FAL条約) の批准を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。	b	-	国際海運の簡易化に関する条約 (仮称) (FAL条約) については、規制改革の推進に関する第3次答申を最大限に尊重し、平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。	5035003	社団法人日本船主協会	11
z0700018	港湾関係諸税 (とん税、特別とん税、船舶固定資産税) ならびに諸料金 (入港料等) の適正化	とん税法第1条、特別とん税法第1条	外国貿易船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す	f	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない						5035001	社団法人日本船主協会	11
z0700019	通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し	通関業法第3条、第13条	通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、通関士を置かなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならない。	c		1. 通関業務の一切を、通関業法に基づき、通関業法上の営業所 (例えば本社) に集中させれば、通関業法上の営業所でないその他の営業所には通関士を設置する必要はないことは既に回答しているところである。 2. 一方、必要に応じ貨物の内容点検、貨物検査の際の立会いなど、貨物がある現場で行われる業務も含めて、通関業法によってすべて営業所で処理する体制の整備が必要となるが、その整備が行えないことをもって、その業務を不要とすることは、適当ではない。 3. 通関業の許可に当たっては、通関業者の各空港港湾の実情に応じた業務の内容等を把握する必要があり、それは実地検査等によって行われていることから、各税関において許可、指導、監督等を実施する必要がある。 4. また、通関業者の指導 監督については、通関業者の各空港港湾の実情に応じた業務の内容等にそれぞれ特色が見られるため、実情を把握できる立場にある各税関単位で行うことが効率的であると考えている。		要望者の趣旨は、通関業務の簡素化、NACCSのWEB化等の進展に合わせ、管轄地域ごとではなく、全国的なオペレーションの観点から許可体制を見直しを要望するものであり、その点について再検討願いたい。貨物の内容点検、貨物検査の際の立会いなど、貨物がある現場で行われる業務についても、通関士の立会いが義務付けられているものではないことから、見直しを検討願いたい。	c		通関業の許可に当たっては、通関業者の各空港港湾の実情に応じた業務の内容等を把握する必要があることから、各税関単位で当該許可を行うのが合理的である。 また、通関士は、通関書類の内容を審査する義務がある。通関手続は、個々の貨物に即して行われるものである。通関書類の内容を審査するとは、単に通関書類を作成する、あるいは、NACCSに申告情報を入力するだけのものではなく、書類の内容がその貨物と同一のものであるかの確認等を行う義務であり、その義務を履行するために通関士が実際に設置された貨物を確認するなど、必要に応じて当該貨物に即した業務を行う必要がある。貨物の内容点検、貨物検査の際の立会いは、義務とはなっていないが、その代表的事例として挙げたものであり、必要に応じて行う必要がある。したがって、通関業務と当該貨物の設置場所を完全に切り離して考えることはできない。	5084003	ソニー株式会社	11
z0700020	通関情報処理システム (NACCS) に関する提言	なし	NACCSの利用料金については、システムを運営している独立行政法人通関情報処理センターが、利用者の意見を聞き、自主的に決定している。	e	-	要望の「中間報告書」及び「最終報告書」がOTO本部決定に基づき設置されるAir-NACCSの利用料金に関する第三者機関による検討結果を指しているのであれば、当該報告書に対するパブリックコメントの実施については、当該第三者機関の判断に委ねられるものである。					5071099	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700017	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5035	5035003	社団法人日本船主協会	11	港湾 輸出入手続き等の一層の簡素化		全ての港湾 輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削除 簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウ化が関係各省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされておらず利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減 簡素化することを要望する。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理および難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省	
z0700018	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	5035	5035001	社団法人日本船主協会	11	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化		港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料等)の徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べて適正化を図ること		船舶の入港に際して、わが国港湾においては、とん税、特別とん税、船舶固定資産税の港湾関係諸税ならびに入港料等の港湾関係諸料金などが賦課されている。わが国の港湾の効率的運営を実現し、かつ国際競争力を回復するためには、これら港湾関係諸税ならびに諸料金の徴収の考え方を明確にし、かつ諸外国と比較した上で適正化を図るべきである。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法、港湾法第44条2項等	財務省 総務省 国土交通省	
z0700019	通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し	5084	5084003	ソニー株式会社	11	通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し		「通関業を営もうとする者はその地を管轄する税関長の許可が必要」、また、「通関士の設置場所について、通関業務を行う営業所ごとの設置」という規定がある。これまで税関が行ってきた通関業務の簡素化、NACCSのWEB化などの実績を踏まえ、地域ごとに分断した状態ではなく全国的オペレーションの観点から許可体制を見直し、6月度の回答では「税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができる」とあるが、これも「技術的に可能」であるならば、地域レベルではなく全国レベルの承認へと見直しを要望する。	地域ごとの業務の平準化などによる事務の効率化と人員配置の最適化。コストの削減。手続き事務の簡素化。	通関業務を行なう各営業所で通関士の行う通関業務量は一定ではない。税関で通関業務の簡素化を進め、Naccsがweb化されたことで、通関士を1ヶ所に集めそこで全国の通関業務を行う事は十分可能であると考え、また、通関士が1ヶ所で通関業務を行う事で、業務の平準化及び従事人員の削減による、コスト削減も可能となる。なお、通関士の異動届も都度代表取締役印を押印しての届出制となっており手間がかかるが、この法令の緩和により、異動届も緩和され、工数の削減が考えられる。貨物の立会い検査なども通関士である必要はないと思われる。	通関業法第三条、第十三条、通関業法施行令第九条	財務省	
z0700020	通関情報処理システム(NACCS)に関する提言	5071	5071099	米国	11	通関情報処理システム(NACCS)に関する提言		A Ⅱ NACCS料金体系の更改と改善に関する中間報告書(2004年3月取りまとめ)が予想されている)に対するパブリック・コメントの機会を設けるよう求める。 また、日本が最終報告書を完成させ、2004年9月にその提言を実施する前に2004年6月が締め切りとなっている最終報告書の初期草案をパブリック・コメントに付すことを求める。				財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700021	U申告利用の拡大	関税法第67条の2 関税法施行令第59条の3第1項第3号	輸入申告は、原則として、その申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に行うこととなっている。	e	-	1.我が国においては、迅速な通関を確保するため、航空機入港前であっても、予備的に税関の書類審査を受けることができる予備審査制が導入されており、当該予備審査制を利用した申告のうち、特に迅速な引取りが必要で、税関の審査の結果、取締上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に搬入することなく貨物の到着が確認され次第輸入許可する「到着即時輸入許可制度」が導入されている。 2.本制度は従来、空港を補完するために設置された保税地域である空港外に所在する物流拠点に限定されていたが、本年7月より上記物流拠点以外の航空貨物の集積場所である空港外の保税蔵置場へ保税運送される貨物についても対象としているところである。					5071098	米国	11	
z0700022	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限	関税法第67条、 同法施行令第58条、 同法基本通達67-2-7、67-2-8	本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、旅客等)という者が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている。(これを超えた場合には一般の輸出手続が必要)しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、輸出輸送品(携帯品・別送品)申告書、2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。	c	-	税関における盗難自動車の水際取締策は、平成13年2月以降、各種対策を講じているが、税関に申告された中古自動車については、一般の輸出通関、旅具通関を問わず、抹消登録証明書等による厳正な審査、警察・国交省への照会、税関又は官民合同プロジェクトメンバーである港湾施設利用組合・検査協会等による現品確認が行われており、その結果、平成15年10月末現在で155台(昨年同期比、約3割増)の盗難自動車を発見・摘発している。 また、平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正法により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出抹消登録証明書原本の提示が義務付けられるなど、一層の対策強化が図られることとされており、現在、国土交通省との間で当該証明書に係る確認方法等について鋭意検討を進めているところである。 一方、旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考える。 税関においては引き続き、関係省庁との連携を図りつつ無許可輸出も含めた水際取締りの強化を図っていく。	要望者は、出国する旅客、船舶若しくは航空機の乗組員が携帯して輸出する自動車の台数を一人3台までとしている点の見直しを求めているものである。台数制限をすることにより、旅具通関から一般の輸出通関に手続が変わり、申請手続負担が増すことによる抑止効果もあるものと思われる。また、旅具通関の趣旨は、必要な身の回りのものが対象とされるべきで、その趣旨からすれば、1人が複数台の自動車を旅具とすることに合理的な理由はなく、不自然であると考えられ、これらの観点から再検討願いたい。	c	-	旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考える。 なお、旅具通関制度は、旅客や乗組員等の出入国に伴い輸出入される貨物について、一定の範囲内で簡易な申告手続きを認める制度であり、身回品に限定する趣旨ではない。	5033037	社団法人日本損害保険協会	11	
z0700023	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	関税法第67条、 同法施行令第58条、 同法基本通達67-2-7、67-2-8	税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。	c	-	税関では、盗難自動車の不正輸出策として、警察や国交省との間において盗難自動車や自動車登録情報に係る情報交換の実施、コンテナ大型X線検査装置の配備・有効活用、抹消登録証明書等による厳正な審査・検査の実施等について取り組んでいるところであり、その結果、平成15年10月末現在で155台(昨年同期比、約3割増)の盗難自動車を発見・摘発している。 なお、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策として、自動車に係る旅具通関の対象台数を制限して欲しいとの要望もある。当該措置を講じた場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考える。 税関においては引き続き、関係省庁との連携を図りつつ無許可輸出も含めた水際取締りの強化を図っていく。	要望は、旅具通関扱いが認められる自動車の台数を一人につき一台とすること等により、心理的な牽制効果が期待できるとするものであり、この点を踏まえ、旅具通関制度の見直し等の可否について再検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	c	-	旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考える。	5021216	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700021	U申告利用の拡大	5071	5071098	米国	11	U申告利用の拡大		保税輸送により東京航空ターミナル(TACT)以外の保税倉庫へ輸送される貨物に関して「U申告制度」が適応されることを求める。				財務省	
z0700022	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限	5033	5033037	社団法人日本損害保険協会	11	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)	盗難車の多くは海外へ不正輸出されていると考えられており、改正により盗難保険金が削減する可能性がある。(定量的評価は困難ではあるが)ある社の例では、盗難車両保険金(全損)は90億円であり、仮に1%削減された場合は9000万円の効果となる。	自動車3台を船員旅具とすることは不自然であり盗難車の不正輸出の温床になっているとの疑念あり。買付けのための機構も多く船員相手の個人販売業者も存在している。	輸出貿易管理令関税法基本通達 67-2-7、同通達 67-2-2	財務省	
z0700023	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	5021	5021216	社団法人日本経済団体連合会	11	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進		盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止の対策が取られつつある。こうした対策を実効あるものとするためには、法整備やイモビライザーの普及促進、IT技術の活用、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策の検討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策が不可欠である。	2002年(暦年)の自動車盗難件数は62,000件を数え(07年比1.8倍)、ここ2年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、2003年に入ってからは更に増加傾向を示しており、1月～8月で43,334件(対前年同期比+6.3%)と、このままのペースでは年間66,000件に上り過去最悪の盗難件数となる見込みである。また、自動車盗難に関する支払保険金額でみると、2002年度は約582億円(07年度比約3.1倍)にも達し、深刻な社会問題となっている。 自動車盗難件数の減少による社会的コストの低減に繋がる。		財務省 経済産業省 国土交通省 警察庁	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700024	店頭小売販売に係る酒販免許の条件の緩和	酒税法第11条	大型店舗酒類小売業免許には、店頭小売販売に限るものとし、不当な価格表示をしたチラシ等による広告販売は行わない。」旨の条件を付している。	e	-	店頭小売販売に限る」旨の条件では、販売業者等が消費者宅等を往訪し注文をとる所謂「御用聞き」は行えないが、販売場周辺の消費者等から電話等により注文を受け、又は消費者宅等へ配達を行うことは制約されていない。		-回答では「店頭小売販売に限る」旨の条件は「御用聞き」のみが行えないだけであって、それ以外の通信販売も含む小売に該当する販売行為はすべて行うことができ、例えば不当な価格表示がなければ、同一都道府県内における広告販売を行うことも可能なものと解されるが、そのような理解でよいのか改めて見解を示されたい。	e	-	「店頭小売販売に限る」旨の条件は、所謂「御用聞き」やその免許を受けた販売場において2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として酒類の通信販売を行うことを制限しているものであり、その販売場の周辺(概ね販売場の所在する同一の都道府県内)の消費者のみを対象とする通信販売を行うことは可能である。	5015013	日本チェーンストア協会	11
z0700024	店頭小売販売に係る酒販免許の条件の緩和(一般酒類小売業者などによるインターネット上での酒類販売の容認)	酒税法第11条	一般酒類小売業免許には、通信販売を除く小売販売に限る」旨、大型店舗酒類販売免許には、店頭小売販売に限るものとし、不当な価格表示をしたチラシなどによる広告販売は行わない」旨の条件を付している。 通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入することができない地酒、輸入酒などに限定している。	e	b	一般酒類小売業免許又は大型店舗酒類小売業免許を受けている酒類販売業者は、販売場周辺の消費者を対象とした通信販売を行うことが可能。また、「通信販売を除く」旨等の免許条件については、申立てにより通信販売小売業免許の範囲内で緩和を受けることが可能。 ・小売販売に限る」旨のみの免許条件を付されている酒類販売業者は、新たに通信販売酒類小売業免許を受けることなく、現在、免許のある販売場において通信販売を行うことが可能。なお、この場合、販売対象地域や販売する酒類の範囲についての制限はない。 通信販売酒類小売業免許の取扱酒類の範囲については、今後、酒類販売業免許制度の在り方の中で検討。	国税庁HPの「お酒についてのQ&A」のQ13及びQ14を参照されたい。 http://www.nta.go.jp/category/sake/01/qanda/01.htm	-回答では「通信販売を除く」旨の条件は免許を受けた販売場において2都道府県以上の地域の消費者を対象とした販売を規制するものであり、申立てを受ければ通信販売小売業免許の範囲内で2都道府県以上の地域の消費者への通信販売も可能だとのことだが、申立が受理される手続きや要件について改めて示されたい。 -回答では「店頭小売販売に限る」旨の条件は「御用聞き」のみが行えないだけであって、それ以外の通信販売も含む小売に該当する販売行為はすべて行うことができ、例えば不当な価格表示がなければ、半橋署周辺における広告販売を行うことも可能なものと解されるが、そのような理解でよいのか改めて見解を示されたい。 -回答では通信販売酒類小売業免許の取扱酒類の範囲については、今後、酒類販売業免許制度の在り方の中で検討することだが、平成16年度中に検討することの可否について示されたい。また、その具体的な内容、実施時期についても併せて示されたい。	e	b	条件緩和の申立は、緩和を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署長に対して行う。また、その要件は、申立者等が過去において税法や未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金の刑に処せられる等遵法精神に欠ける事実が無いこと及び取扱酒類の範囲が一定の地酒や輸入酒であることである。 ・「店頭小売販売に限る」旨の条件は、所謂「御用聞き」やその免許を受けた販売場において2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として酒類の通信販売を行うことを制限しているものであり、その販売場の周辺(概ね販売場の所在する同一の都道府県内)の消費者のみを対象とする通信販売を行うことは可能である。 通信販売酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条<検討>において、政府は、この法律の施行状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。なお、同法は、平成17年8月31日限りの時限法である。	5021077	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700025	酒類の販売に係る人的要件の見直し	酒税法第10条第10号	一般酒類小売業免許の要件として、申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められることが必要とされている。この要件を満たす者として、「酒類の販売業の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者」等を例示している。	e	-	酒類販売業等の従事経験や調味食品等の経営経験は、適正に酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力を有するかどうかのひとつの目安である。 なお、これらの経営経験等がない場合には、その他の業での経営経験に加え、「酒類販売管理研修」の受講の有無等から、酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力が備わっているかどうかを実質的に審査している。	国税庁HPの「お酒についてのQ&A」のQ8を参照されたい。 http://www.nta.go.jp/category/sake/01/qanda/01.htm	-回答では人的要件として示されている「酒類販売業等の従事経験」は一つの目安に過ぎず、例えば酒類販売業等に3年以上従事していても、その他の業での経営経験によって酒税法上の記帳義務や一般的な小売業を営むに十分な知識及び能力が備わっていない、かつ、酒類の特性に応じた商品管理上の知識を有すると判断される場合には、その点を実質的に判断して当該要件が充足されるものと解するが、そのような理解でよいのか改めて見解を示されたい。	e	-	酒類販売業等の従事経験や調味食品等の経営経験は、適正に酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力を有するかどうかのひとつの目安となっている。なお、これらの経営経験等がない場合には、その他の業での経営経験に加え、「酒類販売管理研修」の受講の有無等から、酒類の特性に応じた商品管理上の知識及び経験、酒税法上の記帳義務を含む各種義務を適正に履行する知識及び能力等、酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力が備わっているかどうかを実質的に審査することとなる。	5021078	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700026	通信販売に係る酒販免許の条件緩和	酒税法第11条	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入することができない地酒、輸入酒などに限定している。	b	-	通信販売酒類小売業免許の取扱酒類の範囲については、今後、酒類販売業免許制度の在り方の中で検討。		-回答では通信販売酒類小売業免許の取扱酒類の範囲については、今後、酒類販売業免許制度の在り方の中で検討することだが、平成16年度中に検討することの可否について示されたい。また、その具体的な内容、実施時期についても併せて示されたい。	b	-	通信販売酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条<検討>において、政府は、この法律の施行状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。なお、同法は、平成17年8月31日限りの時限法である。	5015013	日本チェーンストア協会	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700024	店頭小売販売に係る酒販免許の条件の緩和	5015	5015013	日本チェーンストア協会	11	酒税法関連 通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和		通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和 通信販売免許の取扱い酒類の範囲拡大 既存免許付与条件としての「店頭小売販売に限る」等の条件の緩和	IT革命の中で、インターネット等の情報関連技術の進歩、普及や物流網の飛躍的な発展によりネットビジネスが拡大されている。ネットビジネスでの酒類販売に対する生活者ニーズに応えることができる。 既存免許において条件が緩和されれば、高齢者等来店困難な生活者からの電話等による注文、配達が可能となる。	現在の通信販売免許では国内及び海外の小規模製造業者の製造する酒類しか扱うことができない。製造業者販売数量1,000kl未満または種類によって100kl程度と希少な(通常店頭で購入できない)商品しか扱えないため、通信販売での販売が実質的にできない。 既存免許には、「店頭小売販売に限る」との条件が付されているため、事業者の創意工夫による販売が制約され、また、来店の困難な生活者への不便が生じている。	酒税法	財務省	
z0700024	店頭小売販売に係る酒販免許の条件の緩和(一般酒類小売業者などによるインターネット上での酒類販売の容認)	5021	5021077	社団法人日本経済団体連合会	11	一般酒類小売業者などによるインターネット上での酒類販売の容認		一般酒類小売業免許や、大型店舗酒類小売業免許を保持している事業者には、免許条件を緩和し通信販売を可能とするとともに、一般酒類小売業免許(全種免許)を保持している事業者で「小売販売に限る」のみの免許条件が付されている場合においても通信販売が行えることを明確にすべきである。 また、通信販売酒類小売業免許では、需給調整規制を廃止し、現行の品目制限を撤廃すべきである。 なお、酒類の通信販売要件として事業者は、現在、通信販売免許に付されている「販売対象者を「未成年者の飲酒は禁止されている旨表示する」等の措置を徹底するとともに、年齢確認の徹底(成年者のみの会員制、工カードを用いた厳密な本人認証)等の未成年者飲酒防止手段を講じるものとする。	電子商取引の推進が求められる中、コンテンツ拡大の一環としてネット上での酒類販売を可能とし、消費者利便の向上を図るべきである。 各府省における規制改革に関する内外からの意見・要望などに係る対応状況(平成15年5月)では、本件に関して「規制緩和推進3か年計画」に則った一般酒類小売業免許の規制緩和後における酒販免許制度全体のあり方等について検討しているところであり、この中で通信販売酒類小売業免許の特例的措置についても検討している、と回答していることから、検討の状況や対応に向けたスケジュールなどについても公表された。	酒税法第9条、第11条 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日)	財務省	一般酒類小売業免許や大型店舗酒類小売業免許等には、販売方法等に条件が付されている(一般酒類小売業免許には「通信販売を除く小売販売に限る」、大型店舗酒類販売免許には「店頭小売販売に限る」とし、不当な価格表示をしたチラシなどによる広告販売は行わない」旨の条件が付されている)。 一方、特殊酒類小売業免許のひとつである通信販売酒類小売業免許については、酒類販売業免許等取扱要領において、需給調整要件として、取扱可能な酒類が一般店で通常購入が困難な地酒(吟醸酒などの清酒で前年会計年度における課税移出数量が100k未満の銘柄のもの)や輸入酒(前会計年度における課税移出数量が100k未満の銘柄のもの)に限られている。	
z0700025	酒類の販売に係る人的要件の見直し	5021	5021078	社団法人日本経済団体連合会	11	酒類の販売に係る人的要件の見直し		人的要件の経歴・経営能力については、要実務経験年数を短縮するとともに、実務経験にかえて講習会などの受講(たとえば、チェーン店加盟時には本部が加盟店経営者への講習を実施しているが、必要であれば当局の指定する講習項目をこれに加える等)で可能とする等の運用緩和を要望する。	フランチャイズチェーンのような「酒類に関する知識及び記帳能力等」について十分なアドバイスを受けられ、且つその精査ができるシステムが整っているのならば、必ずしも申請者自身に「3年以上」といった時間的制限は必要ない。	酒税法 酒税の保全及び酒類業組合に関する法律施行規則	財務省	酒税法において、免許の申請者には「酒類に関する知識及び記帳能力等」が必要であると、「酒類の製造業若しくは販売業の業務に引き続き3年以上直接従事した者、調味食品等の販売業を3年以上継続して営業している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上」または「酒類業団体の役員として相当期間継続して勤務した者又は酒類の製造業若しくは販売業の経営者として直接従事した者等」のような時間的制限をかけ、且つ、これらの者又はこれらの者が主体となって組織する法人であることが要件として掲げられている。	
z0700026	通信販売に係る酒販免許の条件緩和	5015	5015013	日本チェーンストア協会	21	酒税法関連 通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和		通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和 通信販売免許の取扱い酒類の範囲拡大 既存免許付与条件としての「店頭小売販売に限る」等の条件の緩和	IT革命の中で、インターネット等の情報関連技術の進歩、普及や物流網の飛躍的な発展によりネットビジネスが拡大されている。ネットビジネスでの酒類販売に対する生活者ニーズに応えることができる。 既存免許において条件が緩和されれば、高齢者等来店困難な生活者からの電話等による注文、配達が可能となる。	現在の通信販売免許では国内及び海外の小規模製造業者の製造する酒類しか扱うことができない。製造業者販売数量1,000kl未満または種類によって100kl程度と希少な(通常店頭で購入できない)商品しか扱えないため、通信販売での販売が実質的にできない。 既存免許には、「店頭小売販売に限る」との条件が付されているため、事業者の創意工夫による販売が制約され、また、来店の困難な生活者への不便が生じている。	酒税法	財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700027	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法は、緊急調整地域の指定要件の一つとして、経営改善計画の提出要件を定め、また、経営改善計画の円滑な実施に資するため、国が必要な措置を構するものとされている。	a		・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行以降、経営改善計画の提出を希望する酒類小売業者に対しては、各財務省において相談に応じてきたところである。また、提出された計画については、法令で定める事項が適切に記載されているかどうか等を適正に審査・判定してきているところである。 ・「経営改善計画」の実施にあたっては、提出した酒類小売業者が自主的に計画の進捗状況を点検・評価し、経営の改善につなげていくべきものと考えている。 今後、経営改善計画の円滑な実施を支援する観点から、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を行っていくこととしている。		回答では経営改善計画の円滑な実施を支援する観点から、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握し適切な指導等を行うことだが、 要望内容は当該計画の透明性・公平性の確保を求めるものである。 この点について、手続きの透明性・公平性を確保するため早急に検討し、具体的な手順や要件など対応策を改めて示されたい。	a	平成16年度当初に通達を発送し、計画の進捗状況を把握するとともに、計画の実施に関して適切な指導を行うこととしている。	5015014	日本チェーンストア協会	11	
z0700028	製造たばこ小売業許可における基準の明確化	たばこ事業法第22条 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項別表二 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第4章第二 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第9条、11条	環境区分の認定方法は、大臣告示及び関係通達で許可の申請ごとに予定営業所の周辺の環境区分を認定することとしており、認定状況の開示は行っていない。	b		現在、新規に許可をする場合、各財務局のホームページ等において許可者氏名及び営業所所在地を公表している。今後は、申請予定者が申請を行うか否かの判断に資するため、当該許可に係る環境区分の認定状況について併せて公表することを平成16年度中に検討し実施する。		回答では平成16年度中に検討するということが、 要望内容は早期のたばこ小売販売業における認可基準の明確化をもとめるものであり、 この点についての平成16年度中に検討するだけでなく年度内での実施に向けての、具体的な対応策を改めて示されたい。	a	新規に小売販売業許可(移転の許可を含む。)を行う場合、従来から、各財務局のホームページ等において許可を受けた者の氏名及び営業所所在地を公表している。平成16年度中に、新たな措置として、上記の公表の際に、当該許可に係る環境区分の認定状況について併せて公表することとする。	5021075	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条第二号 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項1、2 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第2章第一(2)	製造たばこの小売販売を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)。距離基準については、法令により、予定営業所と最寄りの営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	c	-	・零細小売販売業者への影響及び未成年者の喫煙防止という社会的要請を考慮して、距離基準を撤廃することは当面考えていない。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題」に関する中間報告(平成14年10月10日)において、許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案(WHOたばこ規制枠組条約案)においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。	自動販売機については、その設置場所が、未成年者喫煙防止の観点から、十分に管理、監督が難しいと認められる場合には、たばこの小売販売業の許可を行わないこととしている。 また、財務局等において、既存のたばこ小売店が設置している自動販売機について調査を行い、未成年者の喫煙防止の観点から不適当と認められる場合は、設置場所の是正等の指導を行っている。	回答では距離基準の撤廃については議論を進める状況にないため対応不可とのことだが、 要望内容は距離基準に係る要件の緩和を求めるものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されるとともに、対応が困難な場合は改めてたばこの取扱に対する国内・国外の状況を説明されたい。	c	要望事項及び要望内容共に距離基準の撤廃とされている。 なお、たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行うこととしている。 国外では、例えば韓国においても距離基準が設けられていると承知している。	5007001	中村敏男(個人)	11	
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	たばこ事業法第33条、第34条	たばこの小売価格については、JT及びたばこ輸入業者において、品目ごとに一定の定価を定めて財務大臣の認可を受けなければならない(法第33条)。また、たばこ小売販売業者は、上記認可を受けた小売定価で販売しなければならない(法第36条)とされている。	c	-	・小売定価の自由化を行った場合には、廉売が行われることが想定され、この場合には零細小売業者の経営を圧迫することとなりかねず、小売価格の自由化は当面考えていない。 また、未成年者喫煙防止の観点から、廉売により未成年者がたばこを入手しやすくなるような状態は、不適当と考える。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題」に関する中間報告(平成14年10月10日)において、許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案(WHOたばこ規制枠組条約案)においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。	WHOたばこ規制枠組条約では第6条第1項「価格及び税に関する措置が様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることの効果的及び重要な手段であることを認識する。」(仮訳)と規定されていることから、年少者が入手しやすくなる可能性のある小売価格の自由化は適切ではない。	回答では小売価格の自由化等は零細経営者の経営圧迫等から対応不可とのことだが、 要望内容は小売価格の自由化に加え許可書発行までの期間短縮を求めるものである。 この点について、未成年者の喫煙防止の観点から鑑みると体面販売の充実等販売方法の見直し等も念頭にいた対応が必要なものと考えられるが、以上を踏まえて具体的な対応策を改めて示されるとともに、対応が困難な場合は改めてたばこの取扱に対する国内・国外の状況を説明されたい。	a c	処理期間については、規制改革推進3か年計画(再改定)「(平成15年3月28日閣議決定)に基づき平成15年度中に見直しを行い、許可事務の電子化を進めることにより、原則として日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に処分をし、通知するよう努めることとする。 たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行う。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題」に関する中間報告(平成14年10月10日)において、「自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者への販売を規制しようとする目的を達成できることから、我が国において自動販売機を廃止することまで求める必要はないと考える。」とされている。 また、WHOたばこ規制枠組条約第6条第1項で「価格及び税に関する措置が、様々な人々特に年少者のたばこの消費を減少させることの効果的及び重要な手段であることを認識する。」(仮訳)と規定されていることから、年少者が入手しやすくなる可能性のある小売価格の自由化は適切ではない。	5015015	日本チェーンストア協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700027	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保	5015	5015014	日本チェーンストア協会	11	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保		緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保	自由主義経済においては、先ず、生活者の利便を最大限確保する観点から所要の措置を講じていくことが大事である。そのためには、公明正大な競争原理の基で、企業の自由な事業活動確保のための規制緩和を図ることが必要であり、その結果、我が国経済社会を活性化させ得るものとする。従って、当局は制度を運用する上で、透明性・公平性の確保は勿論のこと、酒類小売業者の経営改善計画の進捗を定期的に把握し評価するとともに、適切な指導を行い、地域生活者の利便へのニーズに応えられるよう地域指定解除の円滑な推進に努めていただき必要がある。	緊急措置法(H15.7.7)に基づき、平成15免許年度において、全国小売販売地域3,383地域のうち、922地域(約3割)が免許付与及び他の地域からの移転が制限される緊急調整地域に指定された。しかし、この地域の約7割が指定要件に係る中間公表時点において経営改善計画書の提出が全くされていなかった「ゼロ地域」であり、その提出プロセスに疑問がある。また、このように多くの需給調整地域を指定することは、他方で政府が構造改革特別区域法(H15.4.1施行)に基づき進めている規制改革にも違背する措置であると考えられ、さらには、企業の活力ある自由な事業活動や生活者利便を阻害しかねないものになると考える。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	財務省	
z0700028	製造たばこ小売業許可における基準の明確化	5021	5021075	社団法人日本経済団体連合会	11	たばこ小売販売業における認可基準の明確化		各財務局は製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程に定められた環境区分の認定状況を開示すべきである。許可申請における調査について、東北、中国、九州の各財務局管内では、新築店舗の申請に係る調査のタイミングが遅れるケースが散見されるため、可能な限り早期の段階(図面段階)から調査を行うよう努めるべきである。	コンビニエンスストア等の出店を計画する段階で認可の可否についての予見可能性を高めることができる。各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成15年5月)では、(イ)公平性の観点から申請順に調査を行っている、(ロ)庄に既設小売店との距離の計測や当該既設店の営業又は休業の状況等の確認が行えればよい、との観点から調査タイミングを統一する必要性はないという財務省の見解が示されている。しかし、左記の特定地域のみ申請が集中している状況ではなくこれらの地域における調査が他の地域と比較して時間を要するとは考え難いため、早期に事態の改善を求めたい。	たばこ事業法第22条等取扱要領第4章第2条製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第9条、第10条	財務省	製造たばこの小売販売を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。許可にあたっては、既存のたばこ小売店との距離が不足している、或いはたばこの取扱予定高が標準本数に達しない等、法令で定められた不許可事由に該当する場合には許可をしないこととされている。	
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	5007	5007001	中村敏男(個人)	11	たばこ小売販売に係る距離基準の撤廃		対面販売でのたばこ小売販売に係る距離基準を撤廃する。	いわゆる需給調整規制は撤廃される方向にあり、たばこの小売に同じく同様の規制緩和が図られるべきである。これにより各種小売店の取扱可能品目にたばこが加わることで、小売店販売の活性化による経済活性化が期待できるものとする。また、たばこ規制枠組み条約等の流れの中で、未成年者喫煙の防止を図る観点からは、距離基準の撤廃による対面販売の充実(半面でたばこの自動販売機による販売の規制)は有効と考えられる。	たばこ事業法第22条、第23条	財務省		
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	5015	5015015	日本チェーンストア協会	11	たばこ事業法関連小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化		たばこの小売販売について小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化	生活者の利便性を確保するために、審査期間の短縮をしていただき、営業開始時よりたばこを取扱うことができる。生活者利便を向上するために、販売価格を自由化することにより、たばこの割引販売が可能となる。	許可書発行まで4ヶ月も要すると新規店舗での営業開始時からの取扱いが困難な店舗もあり、生活者の利便性を欠くことになっている。現状は、JTに申請書を提出し調査を実施後、JTから財務局へ引き継がれるまでの間に約1ヶ月程度要しており、財務局での審査期間が処理人員の不足と思われるが、3ヶ月を要している。製造たばこの販売価格は許可制になっていることから、一括販促時においても割引販売することができない。	たばこ事業法	財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	たばこ事業法第22条、第23条、第33条、第34条 たばこ事業法施行規則第20条、21条、22条 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項 製造たばこ小売販売許可等取扱要領第2章第一、2、3	たばこの小売価格については、JT及びたばこ輸入業者において、品目ごとの定価を定めて財務大臣の認可を受けなければならない(法第33条)。また、たばこ小売販売業者は、上記認可を受けた小売定価で販売しなければならない(法第36条)とされている。 製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)。距離基準については、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	c	-	零細小売販売業者への影響及び未成年者の喫煙防止という社会的要請を考慮して、小売定価の自由化及び距離基準の撤廃は当面考えていない。 また、未成年者喫煙防止の観点から、廉売により未成年者がたばこを入手しやすくなるような状態は、不適当と考える。 なお財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案(WHOたばこ規制枠組条約案)においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。	WHOたばこ規制枠組条約では第6条第1項「価格及び税に関する措置が様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることの効果的及び重要な手段であることを認識する」(仮訳)と規定されていることから、年少者が入手しやすくなる可能性のある小売価格の自由化は適切ではない。	-回答では小売価格の自由化等は零細経営者の経営圧迫等から対応不可とのことだが、 要望内容は小売価格の自由化に加え許可書発行までの期間短縮を求めるものである。 この点について、未成年者の喫煙防止の観点から鑑みると体面販売の充実等販売方法の見直し等も念頭においた対応が必要なものと考えられるが、以上を踏まえて具体的な対応策を改めて示されるとともに、対応が困難な場合は改めてたばこの取扱に対する国内・国外の状況を説明されたい。	a c	-	本件要望では、許可書発行までの期間短縮は求められていないが、当該処理期間については、規制改革推進3か年計画(再改定)、「平成15年3月28日閣議決定」に基づき平成15年度中に見直しを行い、許可事務の電子化を進めることにより、原則として日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に処分をし、通知するよう努めることとする。 たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行う。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者への販売を規制しようとする目的を達成できることから、我が国において自動販売機を廃止することまで求める必要はないと考える。」とされている。 また、WHOたばこ規制枠組条約第6条第1項で「価格及び税に関する措置が、様々な人々特に年少者のたばこの消費を減少させることの効果的及び重要な手段であることを認識する。」(仮訳)と規定されていることから、年少者が入手しやすくなる可能性のある小売定価の自由化は適切ではない。	5021074	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条第二号 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項 1、2 製造たばこ小売販売許可等取扱要領第2章第一(2)	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)。距離基準については、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	c	-	零細小売販売業者への影響及び未成年者の喫煙防止という社会的要請を考慮して、距離基準を撤廃することは当面考えていない。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案(WHOたばこ規制枠組条約案)においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。	-回答では距離基準の撤廃については議論を進める状況にないため対応不可とのことだが、 要望内容は距離基準に係る要件の緩和を求めるものである。 この点について、未成年者の喫煙防止の観点から鑑みると体面販売の充実等販売方法の見直し等も念頭においた対応が必要なものと考えられるが、以上を踏まえて具体的な対応策を改めて示されるとともに、対応が困難な場合は改めてたばこの取扱に対する国内・国外の状況を説明されたい。	c	-	たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行う。 自動販売機を撤廃し、対人販売に限定することは、かえって規制強化となる。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者への販売を規制しようとする目的を達成できることから、我が国において自動販売機を廃止することまで求める必要はないと考える。」とされている。 国外では、例えば韓国においても距離基準が設けられていると承知している。	5070001	有限会社ソルクオート	11	
z0700030	たばこ自動販売機に係る規制の見直し	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条第三号 製造たばこ小売販売許可等取扱要領第2章第一(2)、第四2(1)	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)が、自動販売機の設置場所が、未成年者喫煙防止の観点から十分に管理、監督が難しいと認められる場所である場合には許可をしないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	c	-	自動販売機を撤廃し、対人販売に限定することは、かえって規制強化となる。 なお、自動販売機については、その設置場所が、未成年者喫煙防止の観点から、十分に管理、監督が難しいと認められる場合には、たばこの小売販売業の許可を行わないこととしている。	財務局等において、既存のたばこ小売店が設置している自動販売機について調査を行い、未成年者の喫煙防止の観点から不適当と認められる場合は、設置場所の是正等の指導を行っている。	-回答では距離基準の撤廃については議論を進める状況にないため対応不可とのことだが、 要望内容は距離基準に係る要件の緩和を求めるものである。 この点について、未成年者の喫煙防止の観点から鑑みると体面販売の充実等販売方法の見直し等も念頭においた対応が必要なものと考えられるが、以上を踏まえて具体的な対応策を改めて示されるとともに、対応が困難な場合は改めてたばこの取扱に対する国内・国外の状況を説明されたい。	c	-	たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行う。 自動販売機を撤廃し、対人販売に限定することは、かえって規制強化となる。 財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者への販売を規制しようとする目的を達成できることから、我が国において自動販売機を廃止することまで求める必要はないと考える。」とされている。 国外では、例えば韓国においても距離基準が設けられていると承知している。	5070001	有限会社ソルクオート	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	5021	5021074	社団法人日本経済団体連合会	11	たばこの小売価格の自由化と小売販売における需給調整規制の廃止		製造たばこの小売定価制を早期に廃止すべきである。 また、需給調整規制については、本年9月に完了した酒類の小売販売の自由化と同様に、スケジュールを明確に定めた上で、早期かつ段階的に廃止すべきである。		小売定価制は、昭和60年の専売制廃止に伴う零細小売店への激変緩和措置として、当分の間設けられたものであるが、制度導入後20年近くが経過していることに加え、消費者利益を大きく損なっていることに留意すべきである。 既に大半の参入規制は、需給調整規制は撤廃の方向で見直す」という規制緩和推進計画等の基本方針を受けて撤廃されているが、たばこの小売販売業に関する需給調整規制の抜本的な見直しについては、中長期的に検討するとされたまま、大きな進展がみられていない。 本件に関して財務省は、未成年者の喫煙防止という社会的要請及び社会的弱者の自立支援の必要性等の観点から、中長期的にその検討の在り方を検討するとしているが、このような政策目的を達成する手段として需給調整規制を用いるのは適当ではない。	たばこ事業法第22条、23条	財務省	たばこの小売価格については、品目ごとの価格を定めて財務大臣の許可を受けねばならず、たばこ小売業者は認可を受けた小売価格で販売しなければならないとされている。 また、製造たばこの小売販売業を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受け、必要があり、その際、人的要件の他、距離基準等の需給調整規制が設けられている。
z0700029	製造たばこの小売販売に係る規制の見直し	5070	5070001	有限会社ソルクオート	11	タバコ販売の距離制限緩和		タバコ店の営業時間がAM9時からPM9時までのため、コンビニの24時間営業の利点を生かし、タバコの販売を許可して頂きたい。同時に、未成年者の販売に対し、自動販売機での販売を禁止する意味も含め、対人販売を原則とし、自動販売機を撤廃して頂きたい。	コンビニ24時間営業店でのたばこ販売を行う	隣りがたばこ店のためたばこの販売が認められず、PM9時以降のお客さまにたばこの販売ができない状態である。	たばこ事業法第23条、第24条	財務省	特になし
z0700030	たばこ自動販売機に係る規制の見直し	5070	5070001	有限会社ソルクオート	21	タバコ販売の距離制限緩和		タバコ店の営業時間がAM9時からPM9時までのため、コンビニの24時間営業の利点を生かし、タバコの販売を許可して頂きたい。同時に、未成年者の販売に対し、自動販売機での販売を禁止する意味も含め、対人販売を原則とし、自動販売機を撤廃して頂きたい。	コンビニ24時間営業店でのたばこ販売を行う	隣りがたばこ店のためたばこの販売が認められず、PM9時以降のお客さまにたばこの販売ができない状態である。	たばこ事業法第23条、第24条	財務省	特になし

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700031	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間の短縮	製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第1章第3条 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第28条	製造たばこ小売販売業の許可申請については、行政手続法にいう標準処理期間として、日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から3ヶ月以内に、財務局において処分をし、当該申請者に通知するように努めている。	a		処理期間については、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)に基づき平成15年度中に見直しを行い、許可事務の電子化を進めることにより、原則として日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に処分をし、通知するよう努めることとする。						5015015	日本チェーンストア協会	21
z0700031	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間の短縮	製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第1章第3条 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第28条	製造たばこ小売販売業の許可申請については、行政手続法にいう標準処理期間として、日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から3ヶ月以内に、財務局において処分をし、当該申請者に通知するように努めている。	a		処理期間については、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)に基づき平成15年度中に見直しを行い、許可事務の電子化を進めることにより、原則として日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に処分をし、通知するよう努めることとする。						5021075	社団法人日本経済団体連合会	21
z0700032	PFI事業における減価償却制度の見直し	減価償却資産の耐用年数に関する省令1条、同別表		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。						5021097	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700032	(上記の続き) PFI事業における減価償却制度の見直し	法人税法第63条 法人税法施行令第136条の3 法人税基本通達12の3-1-1	具体的規制改革要望内容「欄に記載されている「売買とされるPF事業については、法令解釈通達ではなく、納税者向けの情報としてホームページに掲載している情報である。その内容は、一定の事実関係に基づき行われるPF事業について、その賃貸借の目的となる資産の引渡し時にその資産の売買があったものとされるときに(法令136の3)、資産の所有者である民間事業者が延べ払い基準の方法により経理したときは、法人税法第63条(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用があることを明らかにしたものである。	e	-	制度の現状「欄に記載したとおり、売買とされるPF事業については、一定の事実関係に基づく税法の適用関係を明らかにしたものであり、異なる事実関係に基づく税法の適用関係については、別途照会された。						5021097	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700031	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間の短縮	5015	5015015	日本チェーンストア協会	21	たばこ事業法関連 小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化		たばこの小売販売について 小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化	生活者の利便性を確保するために、審査期間の短縮をしていただき、営業開始時よりたばこを取扱うことができる。 生活者利便を向上するために、販売価格を自由化することにより、たばこの割引販売が可能となる。	許可書発行まで4ヶ月も要すると新規店舗での営業開始時からの取扱いが困難な店舗もあり、生活者の利便性を欠くことになっている。現状は、JTIに申請書を提出し調査を実施後、JTIから財務局へ引き継がれるまでの間に約1ヶ月程度要しており、財務局での審査期間が処理人員の不足と思われるが、3ヶ月を要している。 製造たばこの販売価格は許可制になっていることから、一括販促時においても割引販売することができない。	たばこ事業法	財務省	
z0700031	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間の短縮	5021	5021075	社団法人日本経済団体連合会	21	たばこ小売販売業における認可基準の明確化		各財務局は製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程に定められた環境区分の認定状況を開示すべきである。 許可申請における調査について、東北、中国、九州の各財務局管内では、新築店舗の申請に係る調査のタイミングが遅れるケースが散見されるため、可能な限り早期の段階(図面段階)から調査を行うよう努めるべきである。		コンビニエンスストア等の出店を計画する段階で認可の可否についての予見可能性を高めることができる。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見、要望等に係る対応状況(平成15年5月)では、(イ)公平性の観点から申請順に調査を行っている、(ロ)主に既設小売店との距離の計測や当該既設店の営業又は休業の状況等の確認が行えればよい、との観点から調査タイミングを統一する必要性はないと財務省の見解が示されている。しかし、左記の特定地域のみ申請が集中している状況ではなく、これらの地域における調査が他の地域と比較して時間を要するとは考え難いため、早期に事態の改善を求めたい。	たばこ事業法第22条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第4章第2条 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第9条、第10条	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。許可にあたっては、既存のたばこ小売店との距離が標準本数に達しない等、法令で定められた不許可事由に該当する場合には許可をしないこととされている。
z0700032	PFI事業における減価償却制度の見直し	5021	5021097	社団法人日本経済団体連合会	11	PFI事業における減価償却制度の見直し【新規】		建物 設備の耐用年数をPF事業期間に応じて変更できるよう認めるべきである。		現状では、PF事業を実施する場合、事業期間は15～30年間に設定されることがほとんどであるが、建物の種類によっては耐用年数30年超となり、PF事業は建物の減価償却を完了する前に事業期間終了となるため、事業期間終了時点で多額の残存帳簿価額が発生する。事業期間終了時に建物を公共部門に無償譲渡する場合、SPCは除却損失として損金計上するために、SPCの安定的経営を圧迫し、結果的にVFMの最大化を妨げる要因となる。PF事業の事業期間終了時に減価償却を完了することで、残存帳簿価額を「0」にすることができ、PFIの推進、ひいては公共部門全体における財政軽減負担が可能と考える。	減価償却資産の耐用年数に関する省令1条、同別表	財務省	建築物 設備等の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で画一的に定められており、PFI事業期間に応じて変更することができない。
z0700032	(上記の続き) PFI事業における減価償却制度の見直し	5021	5021097	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における減価償却制度の見直し【新規】				(上記の続き) 確かに国税庁通達「売買とされるPFI事業について」によって、公共側が実質的受益者であり、かつ、実質的に費用を負担している場合、賃貸借があった時点で売買があった、すなわちBOTであってもBOTと同視する運用が認められている。しかし、民間収益施設がある場合、「公共側が実質的に費用を負担している」という要件を満たさず、どのような取扱いになるのか不明確である。		財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700033	税務書類等の電子保存範囲の拡大	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条	国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件にしたがって、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。	f	-	<p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>【参考】 国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度は、適正・公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する観点から、一定の要件の下で、電子データの保存をもって国税関係帳簿書類の保存に代えることができるものである。</p> <p>相手方から紙で受け取った領収書、請求書等の証拠書類をスキャナー等で読み込んでイメージデータとして保存することについては、証拠書類を改ざんしてイメージデータとすることや、そのイメージデータを改ざんすることを防止する手立てがなく、真实性を確保するための実効性ある条件が見出せない状況にあると承知しており、このようなイメージデータによる保存を認めることについては問題があると考えている。</p>		要望は、国税に関する手続きの簡素化・合理化という観点から、国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度における対象の範囲の拡大を求めているものである。この点を踏まえ、電子化を進めるに当たっての問題点の検討などを含めて、再検討願いたい。	f	-	税務書類等の電子保存範囲の拡大については、現在、その実施の可否も含め、IT戦略本部の場で検討中	5021162	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700033	税務書類等の電子保存範囲の拡大	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条	国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成した場合であって、税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件にしたがって、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。	f	-	<p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>【参考】 国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度は、適正・公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する観点から、一定の要件の下で、電子データの保存をもって国税関係帳簿書類の保存に代えることができるものである。</p> <p>相手方から紙で受け取った領収書、請求書等の証拠書類をスキャナー等で読み込んでイメージデータとして保存することについては、証拠書類を改ざんしてイメージデータとすることや、そのイメージデータを改ざんすることを防止する手立てがなく、真实性を確保するための実効性ある条件が見出せない状況にあると承知しており、このようなイメージデータによる保存を認めることについては問題があると考えている。</p>		要望は、国税に関する手続きの簡素化・合理化という観点から、国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度における対象の範囲の拡大を求めているものである。この点を踏まえ、電子化を進めるに当たっての問題点の検討などを含めて、再検討願いたい。	f	-	税務書類等の電子保存範囲の拡大については、現在、その実施の可否も含め、IT戦略本部の場で検討中	5033034	社団法人日本損害保険協会	11
z0700034	税務書類の電子保存のための手続の改善	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条 第6条 電子帳簿保存法取扱通達4-2	<p>国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成した場合であって、税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件にしたがって、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。</p> <p>国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合は、その作成の実態に応じて、それぞれの国税関係帳簿ごとに承認を受けることができる。</p>	f	d	-	<p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>【参考】 国税関係帳簿書類は、申告納税制度の基礎となる重要なものであり、適正公平な課税を確保するためには、所定の要件に適合することを確認した上で電磁的記録による保存を開始してもらう必要がある。</p> <p>の要望は、個別の事実認定の問題であるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>					5021163	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700035	移転価格制度の明確化等	租税特別措置法 第66条の4 租税特別措置法施行令 第39条の12 平成13年6月1日付 査調7-1 他3課共同 移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)	別紙のとおり	提案 : c 提案 ~ e	<p>提案 について</p> <p>・上記、制度の現状にあるとおり、ご指摘の事項のように、納税者から独立企業間価格の算定に必要な資料が遅滞なく提示・提出されない事態を前提としたシークレットコンパブルに基づく課税と、納税者からボランティアに資料の提出がなされることを前提とした事前確認を比較してその整合性を論じることは妥当ではない。</p> <p>・今後も、納税者から独立企業間価格の算定に必要な資料が遅滞なく提出されない場合、当局は、調査において先に示した事務運営指針に留意しつつ、第3者取引情報に基づいて職権により独立企業間価格を算定し課税を行なうこととなる。</p>						5072005	欧州委員会(EU)	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700033	税務書類等の電子保存範囲の拡大	5021	5021162	社団法人日本経済団体連合会	11	税務書類の電子保存範囲の拡大		取引の相手方から紙で受け取る契約書等や手書きの帳簿等についても、スキャナー等を利用した電子保存を認めるべきである。		取引の相手方から紙で受け取った契約書等の電子保存を認めることにより、保存コストが削減できるとともに、企業の税務処理関連事務の一層の効率化が可能となる。現在の技術水準においては、電子化された契約書等の真実性を確保することは可能であると考えられる。 なお、e-Japan重点計画「2003」においては、「民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、2003年度中に、関係府省は電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を明確化し、内閣官房が取りまとめる」とされている。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条	財務省	納税地等の所轄税務署長等の承認を得た場合は、税法上保存が義務付けられている帳簿書類の電子保存が認められる。ただし、その対象は、当初から電子計算機を使用して作成されている帳簿書類に限定されている。
z0700033	税務書類等の電子保存範囲の拡大	5033	5033034	社団法人日本損害保険協会	11	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	保管コストの大幅削減	紙による保存は膨大な保管コストを要し、一方、現在技術レベルでは紙で作成されたものを電子保存しても、真実性、可視性、証拠能力に劣ることはない。	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条	財務省	
z0700034	税務書類の電子保存のための手続の改善	5021	5021163	社団法人日本経済団体連合会	11	税務書類の電子保存のための手続の改善【新規】		既に承認を受けたシステムにより電子保存を行うおとす場合には、所轄税務署長等に対する届出のみで足りるとすべきである。 例えば、承認した複数のシステムを開示し、そのシステムを導入して電子保存を行う場合は、届出のみで足りるとする。 電子帳簿保存法取扱通達の趣旨を徹底し、事業部ごとの電子保存を認める。		電子保存にあたっては、各社が個別にシステムを開発するケースが多いが、実際にシステムを開発した上で税務署に申請し審査を受けなければ当該システムによる電子保存の可否が確認できない。既に承認を受けた複数のシステムが開示されれば、予見性が高まり、企業にとって利用しやすい制度となる。 事業部ごとに電子保存の要否を決定できれば、多角的な事業展開を行なう企業にとって、利用しやすい制度となる。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条、第6条 電子帳簿保存法取扱通達4-2	財務省	帳簿書類の電子保存を行うためには、納税地等の所轄税務署長等に対し、申請書ならびに電子計算機処理システムの概要その他を記載した添付資料を提出し、承認を得なければならない。 電子帳簿保存法取扱通達においては、帳簿の作成の実態に応じて事業部もしくは事業所ごとに電子保存の承認を受けることができるが、実際の運用においては、認められないケースも見受けられる。
z0700035	移転価格制度の明確化等	5072	5072005	欧州委員会 (EU)	11	移転価格制度の明確化等		移転価格に関して、EUは以下の提案を行う 移転価格評価の標準を納税者がアクセス可能な情報に求め、公表されていない類似の情報によらないこと。 会計監査に用いられる移転価格方式と事前確認制度に用いられる方式との間に一貫性を確保すること。 売り上げに対する一般販売管理費(G&A) 費比率の粗利益水準への影響を明らかにするため、一般販売管理費(G&A) 調整の利用においてより大きな柔軟性を認めること。 日本市場の特殊性を重視しないこと。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。		財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700035	移転価格制度の明確化等					(上記の続き) 提案 , について ・上記、制度の現状にあるとおり、提案 については、販管費全体或いは一部を用いた差異調整については、販管費が価格又は利益に与える影響を精査の上、個別具体的に比較可能性の観点から判断する必要があると考えている。 ・また、提案 についても、同様の市場において同様な事業を行なう第3者と同等の利益率等が要求されるだけであり、日本に所在する企業の販売上の無形資産に本来あるべき以上の価値を与えていることはない。 ・いずれにせよ、我が国の移転価格税制の執行にあたっては、移転価格課税に係る各国税務当局の共通理解としてのOECDガイドラインを踏まえて行なっているところである。 ・今後も、移転価格税制の執行にあたっては、当該ガイドラインを踏まえ適切に運用していくこととなる。						5072005	欧州委員会 (EU)	12
z0700036	連結決算制度の改善			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5072003	欧州委員会 (EU)	11
z0700037	課税計算に関してCIF価格 (FOB価格、保険料、運賃) からFOB価格 (本船積み込み渡し価格) への移行		関税率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素 (運賃、保険料等) の額を加えた価格 (CIF方式) とすることとしている。	f	-	課税標準を減ずること減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。		税制改正要望とされているが、要望内容は、課税にかかる基準価格 (CIF価格) へ FOB の場合であっても、換算し直したり、加算要素として評価申告しなければならない部分の管理に多大な負荷がかかっていることから、円滑な納税を行うために要望しているものであり、この点を踏まえて再検討願いたい。	f	-	FOB方式を採用している国は米国、カナダなど7カ国と極めて少数であり、同方式に変更する必要はないと考える。 いずれにせよ、課税標準を減ずること減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。	5071101	米国	11
z0700038	外為法で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化、省力化	外国為替の取引等の報告に関する省令	外為法の報告制度については、以下のとおり見直しを進めております。 報告手続については、報告書の受理事務を財務省より委任されている日本銀行が開発中のシステムにより、平成17年1月からオンライン化することを予定しています。 これに先立ち、事後報告制度の簡素化・合理化として、平成14年7月に、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正し、平成15年4月より支払等報告書の報告下限金額を500万から3000万円に引き上げたほか、上記オンライン化に併せて、一部報告書の廃止、OCR報告書の廃止、報告下限金額の設定、様式の統合及び報告項目の削減等を実施することとしています。 また、外為法に基づき報告制度の概要、報告書の作成要領及び報告が必要な取引等の説明等については、報告書の提出先である日本銀行ホームページ等に掲載し、報告者にとって、わかりやすい環境の整備に努めています。	b		更なる報告制度の見直しについては、平成15年12月に関税・外国為替等審議会・外国為替等分科会において財務省より問題を提起し、今後、日本貿易会等の関係団体等との意見交換などを通じて、検討していくこととしています。		報告制度の見直しや簡素化について、前倒しが可能かどうか、要望者の実務的ニーズを勘案して、今一度検討されたい。	b		左記のとおり、更なる報告制度の見直しについては、平成15年12月に関税・外国為替等審議会・外国為替等分科会において財務省より問題を提起し、今後、日本貿易会等の関係団体等との意見交換などを通じて、検討していくこととしています。	5009001	企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称「企業財務協議会」)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700035	移転価格制度の明確化等	5072	5072005	欧州委員会(EU)	12	(上記の続き) 移転価格制度の明確化等						財務省	
z0700036	連結決算制度の改善	5072	5072003	欧州委員会(EU)	11	連結決算制度の改善		EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう以下の措置をとることを要請する。 連結決算を選択した企業に課されている2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。 連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げる。 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。		財務省 総務省	
z0700037	課税計算に関してC F価格(FOB価格、保険料、運賃)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	5071	5071101	米国	11	課税計算に関してC F価格(FOB価格、保険料、運賃)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行		税関および関税局の担当者の処理効率を促進し、日本への輸入コストを低減させるために、入力の際にFOB価格方式を採用するよう要望する。		国際配送商品の課税計算で日本がC F価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、課税最低価格である10,000円を超える配送商品の数が増加する。		財務省	
z0700038	外為法で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化・省力化	5009	5009001	企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称 企業財務協議会)	11	外為法で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化・省力化をお願いしたい		2005年に予定されている報告の電子化を待たずに、報告制度の見直しや簡素化が図られるべきである。また、それができない場合は、そのできない理由も開示されるべきである。簡素化に当たっては、各種取引の報告の必要性につき再検討を願うと共に、必要とされるものについては、ウェブサイトのリニューアルを行うなどの方法で、その理由を分かりやすく開示願いたい。(例えば以下の環境整備が必要である。)「わかりやすいルール」の設定 報告体系を一覧できるような早見表の作成 自己の取引につき「YES/NO」をクリックしていくと、当該取引につき、どの報告が必要/不必要なのか、一目で理解できるようなウェブサイトの作成等、報告者の利便性を高める措置		外為法で規定している報告対象となる取引が多種多様にわたる一方、報告方法や下限金額に統一性がなく取引現場に混乱が生じるケースがあり、報告者にとってルールそのものが複雑となっている。	外為法	財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700039	資本取引に関する各種報告(様式9~11)の見直し	外国為替の取引等の報告に関する省令第8条	資本取引に関する各種報告(別紙様式第9~第11)は、取引実態の的確な把握の観点等から求めているものであり、例えば、別紙様式第9については、大口取引の発生時点における取引金額、取引通貨、取引相手方の所在国等、取引実態を的確に把握する観点から求めているものです。当該報告については、平成14年7月に外国為替の取引等の報告に関する省令を改正し、報告事項を必要最小限にするなど、別紙様式第9~第11を別紙様式第9に整理統合する見直し(平成17年1月施行)を行ったところがあります。	b		要望をも踏まえ、更なる見直しが可能か、今後検討を行っていくこととしたい。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b	更なる見直しについては、平成15年12月に閣議・外国為替等審議会外国為替等分科会において財務省より問題を提起し、今後、日本貿易会等の関係団体等との意見交換などを通じて、検討していくこととしています。	5009002	企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)	11	
z0700040	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	-	政府サービスへの支払いについては、現金又は印紙での支払いが主となっている。	c	-	政府サービスへの支払いについては、平成16年1月より歳入金の電子納付が可能となり、手数料や国税等の納付がATMやインターネットバンキング等を利用して行えるようになることから、当面クレジットカード/デビットカードにより政府サービスへの支払を行う必要性はないと考えている。					5071102	米国	11	
z0700041	国債のTB/FBIに係る非居住者の保有制限の撤廃	国債に関する法律第2条ノ2 政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第3条 政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第3条に規定する者を定める件	外国法人がTB・FBを保有するに当たっては、直接国内金融機関を通じて保有する場合に限ることとしている。	a		平成16年度に「政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第3条に規定する者を定める件」を改正し、外国法人が外国間接参加者を通じてTB・FBを保有することを可能にする。					5026018	都銀懇話会	11	
z0700042	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第3条、第11条) 関税法(第70条)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、あらかじめ届出を行い国による審査・判定を受けていない新規化学物質や許可を受けていない第一種特定化学物質の輸入を制限しており、これらを担保するため、化学物質の輸入通関時に、輸入者に対して、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号等の明示又は判定通知書の写し等の提出を求め、輸入を認めて差し支えない化学物質かどうかの審査を行っている。	c	-	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という)においては、ポリ塩化ビフェニルのような性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、新規化学物質の製造又は輸入に際し事前にその性状を審査する制度が設けられるとともに、第一種特定化学物質に指定された化学物質に対しては許可制とし、それらの輸入を制限している。 このため、化学物質を輸入しようとする者は、輸入しようとする化学物質が化審法による輸入制限の対象となっているものかどうかについて、これを明らかにする義務を有しており、対象に該当しないことを証明するものとして化学物質に係る官報告示の整理番号の明示や判定通知書の写し等を提出し、これを証明しなければならない。 輸入通関時の手続きをこうした方式によらず輸入者の宣言によって行う場合には、輸入しようとする化学物質の特定がされていないため化審法の規定の遵守状況を判断することができない。このため、要望のとおり措置することは困難である。					5079010	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700039	資本取引に関する各種報告(様式9-11)の見直し	5009	5009002	企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)	11	外為法で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化・省力化をお願いしたい		資本取引に関する各種報告(様式9-11)の必要性を見直していただきたい。		現在、たとえば保証差入れにつき資本取引に関する債権の発生報告書(様式9)を提出する際、報告書フォームには「取引実行日」は存在するものの、「取引終了日」は記載箇所がなく、ある一定の事象により当初予定とは異なる形で契約が満了するケース(資本取引に関する債権の消滅報告書(様式11)を提出するケース)を除いて、当該保証がいつ満了するのか知り得ず、報告データを累積していけば、当然ながら、報告者の対外保証残高は雪だるま式に膨らんでいくだけであり、当該報告からは保証残高の推移すら読み取れない状況となっている。(様式9)報告が如何なる行政目的に使用されているのか明らかにすると同時に、その必要性を見直していただきたい。	外為法	財務省	
z0700040	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		ビジネスによるクレジットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。 日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようとする。 日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、クレジット認証ターミナルシステム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。 クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。		世界的に見て、クレジットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。これらのカード利用は、消費者の利便性向上につながり、小売部門に益をもたらしている。北米および欧州では、全店舗の90%がクレジットカードを取り扱い、同地域では、全購入の34%がこれらのカードでなされる。日本での店舗の取扱いは、たったの45%であり、これらカードでの購入は8%にとどまっている。昔からの店舗やATMにおいてカードの受け入れがよくないことは、日本への海外からの訪問者からよく聞かれる不満である。		金融庁 総務省 財務省 経済産業省 警察庁	
z0700041	国債のTB/FBIに係る非居住者の保有制限の撤廃	5026	5026018	都銀懇話会	11	国債のTB/FBIに係る非居住者の保有制限の撤廃		・TB/FBIに係る非居住者の保有制限の撤廃		・利付国債の保有に関しては、外国間接参加者を經由して非居住者が保有することが認められており、市場の中で相応の取引を占めている。 ・TB/FBIの流通市場活性化の為に、外国間接参加者を經由した保有制限の撤廃が必要である	平成15年1月6日付財務省告示第5号	財務省	
z0700042	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	5079	5079010	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	化学物質輸入通関時の手続き簡素化		化学物質の輸入時に税関に対し化審法番号を申告しなければならないが、輸入者が当該化学製品を構成する全ての化学物質は化審法に登録済みであることを宣言することで通関できる制度に変更して欲しい。		化学製品、特に混合物製品の成分についてはCBI(Confidential Business Information)であるケースがある。輸入者がその情報を入力することが困難であるケースも少なくない。米国TSCAの如く輸入者が輸出者(製造メーカー)等から製品を構成する全ての化学物質が化審法に記載されていることの保証を買って、輸入者が宣言することによって輸入可能な制度に変更を望む。	化審法	財務省 厚生労働省 経済産業省 環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700043	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法では、家庭から排出される容器包装廃棄物を消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担に基づくリサイクルシステムのもと、容器包装廃棄物の減量化及び資源としての有効利用に取り組むこととしている。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとされており、これを踏まえ関係省庁において容器包装リサイクル法の評価 検討を行う予定。		回答では、関係省庁において容器包装リサイクル法の評価 検討を行うとされているが、検討予定時期及び検討内容について、具体的に示されたい。 要望は、特に「拡大生産者責任の考え方」及び「デポジット制の導入等による3Rの推進手法導入」の検討 実現を求めているものであり、これらの点についても検討の可否を含め具体的に示されたい。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとされており、これを踏まえ、要望内容も含めて、関係省庁において評価 検討を行う予定。 所管省庁間において協議中。	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11
z0700044	企業再編の促進に資する施策の容認、明確化			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5072002	欧州委員会(EU)	11
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	財政法第15条	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行ったところであり、今後、この趣旨を踏まえ適切に対応することとしている。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算政府案に盛り込まれたところ。	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	財政法第15条	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行ったところであり、今後、この趣旨を踏まえ適切に対応することとしている。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算政府案に盛り込まれたところ。	5085016	オリックス株式会社	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700043	拡大生産者責任(EPR)の考え並びにデポジット制の導入	5014	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11	拡大生産者責任(EPR)の考え並びにデポジット制の導入		容器包装リサイクル法(容リ法)は平成7年に成立。経過10年で見直しされることになっている。平成17年には改正作業が実施されるが、その際に左記拡大生産者責任の考え及びデポジット制の導入を検討していただきたい。		国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を反省し、循環型社会の構築を目指しております。家庭ゴミの6割を占める容器包装ゴミを減らそうと平成7年容リ法を成立させたが、ゴミ量は減っていないのが実情である。またこの法律は収集・保管費用は自治体が負担することになっているため、自治体の負担割合が高くなっている。(負担割合は自治体7事業者3とわけている)リサイクルに必要な収集、分別、保管等の費用を商品価格に含めることにより、それを購入する消費者が負担するように改正し、公平な費用負担の制度にすべきである。又、循環型社会形成推進基本法が施行され、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしているが、これらを推進する経済的手法や規制的手法(例えば容器課徴金、デポジット制、自動販売機規制etc)を盛り込む視点で見直すことも必要である。	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	環境省 経済産業省 財務省 農林水産省 厚生労働省	重点6分野に関する中間とりまとめ(総合規制改革会議)「パンフレッドつくろう!ごみゼロ社会」(容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク)「事業報告書」リターナブルびんの社会的定着をめざす業界ビジョン及び実現方策」「パンフレット「活きびん維新」(全国びん商連合会、ガラスびんリサイクル促進協議会)総務省評価書
z0700044	企業再編の促進に資する施策の容認、明確化	5072	5072002	欧州委員会(EU)	11	企業再編の促進に資する施策の容認、明確化		EUは日本政府に対して企業再編(合併および買収を含む)の促進の必要性を指摘する。すべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めること。合併あるいは買収の際の税評価のために、「営業」あるいは「営業継続性テスト」といった重要な概念の明確化を図ること。納税者が、予定されている再編が適確再編の条件を満たすかどうかを公式認可を事前に取得することを可能とさせること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減 による。		財務省	
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5021	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11	国及び地方公共団体におけるリース契約の見直し【新規】		国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継続契約とすることを認めるべきである。また、早期に措置することが困難な場合については、当面の措置として、債務負担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。		構造改革特区における規制の特例措置の第3次提案募集を踏まえ、地方公共団体においては、OA機器に係るリース契約を長期継続契約の対象とする方針が示された(総務省は次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する見込み)。こうした取組みを更に一歩進め、地方公共団体においては、長期継続契約の対象となるリース契約を拡大するとともに、国においても同様の措置を講ずるべきである。 また、去る8月に財務省は「複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする」(平成16年度の概算要求について)という見解を各府省に示したが、国庫債務負担行為は予め予算を以って国会の議決を経なければならぬため、現行、非常に煩瑣な手続きが求められており、各府省の積極的な取組みを促すためには、手続き面の簡素化が不可欠である。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第214条、第234条の3	財務省 総務省	国及び地方公共団体がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めなければならないこととされている。
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5085	5085016	オリックス株式会社	11	国の機関向け長期リース契約に関する規制緩和		国の機関向けのOA機器等の物品、自動車の賃貸借契約を予算決算及び会計令第102条の2に規定された契約担当官等が翌年度以降にわたる長期継続契約ができる対象に加え、電気、ガス、水、電気通信役務と同様の扱いとすることを要望する。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うかはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。本年6月に国及び地方公共団体について提出した同内容の要望に対して総務省からOA機器のリース契約についても地方公共団体の長期継続契約の対象とするように平成16年度中に措置するとの対応が示された一方、財務省からは、国の機関向けとの長期リース契約締結について、従来からの方法を維持する旨の回答があった。国の機関向けとの長期リース契約締結についても地方公共団体と同様の対応を期待する。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	財政法第15条	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、平成16年度の概算要求について、「(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行ったところであり、今後、この趣旨を踏まえ適切に対応することとしている。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、平成16年度の概算要求について、「(平成15年8月1日)により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算政府案に盛り込まれたところ。	5086016	社団法人リース事業協会	11
z0700046	税理士資格付与条件の見直し	税理士法第7条、第8条	税理士試験において、5科目の試験科目に一度に合格する方法の他に、次のような試験科目の免除規定がある。 試験科目の一部の科目について合格した者に対しては、その申請により、その後に行われる試験において当該科目の試験を免除 一定の学識や職歴により試験科目の一部を免除 一定の職業・事務への従事経験を有し、国税審議会が指定した高度な研修を修了した者に対して試験科目の一部を免除	c	-	税理士は、国民の納税義務の適正な実現を図るといふ基本的使命を有しており、公認会計士は、投資者及び債権者の保護を基本的使命にしている点で異なっており、それぞれ別の資格制度として合理性があると考えられている。 科目合格制や試験科目免除制度の趣旨は、一定の試験科目合格、一定の学識や職歴、一定の職業・事務への従事経験年数等から判断して、学識・応用能力を十分有していると認められる者について、申請によって試験を免除するものであり、公共的使命を有する税理士について、様々な形で試験に伴う負担を減らしながら多様な人材に資格を与えることにより門戸を開放しているものである。 また、このような観点から新公認会計士試験においても科目合格制や免除制度が拡充されたものと考えられ、諸外国においても同様の制度が見られる。 このように、税理士試験の目的は、あくまでも税理士となるのに必要な能力の有無を判断する点にあるので、他の方法により判断できる場合を排除するものではないこと、同様の観点から、試験を免除したり、他の資格保有者・実務経験者に資格を付与する制度は税理士以外の公的資格や諸外国の資格制度においても見られること等を踏まえれば、試験免除制度の見直しは必要ないものと考えられる。		能力の有無のチェックは試験制度以外の方法も可能であるが、それはその免除制度で定めている免除要件を満たすこと、能力を有すると判断できることとの間に合理的な関連性がある場合に限られるものとする。 公認会計士に占める税理士登録の状況や税理士に一部監査および証明業務が認められている状況等税理士・公認会計士の業務に接近性が見られる現状や、免除規定により税理士となった者に対し、公認会計士試験について一部免除が与えられている、あるいは科目合格制の効力に時間的制約を設けるべきといった指摘がなされていることを踏まえ、試験科目の免除規定の在り方や継続的専門家教育の制度化等の観点から、税理士資格付与条件の見直しについて、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	別紙参照	5150054	株式会社東京リーガルマインド	21
z0700047	税理士の紛争処理手段への参入拡大	税理士法第2条の2	税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。	d	-	平成13年の税理士法改正において、租税に関する争訟が高い専門技術性を有していることにかんがみ、訴訟手続においても、税務の専門家である税理士が補佐人という立場を通じて納税者を援助する活動を常に行い得るようにすることが、ひいては申告納税制度の円滑、適正な運営に資することになるとの趣旨により、税理士の補佐人制度(税理士法第2条の2)が設けられたところであり、現行においても、当該要望の趣旨は満たされていると考えている。 なお、税務の専門家である税理士は訴訟手続に関する専門的知識を十分に備えているとは言いがたく、納税者に不測の損害を与える可能性があること等から、税理士に訴訟代理人となる権限は付与されていない。		税務訴訟を円滑・迅速に進めるため、税務専門家である税理士を更に活用するという観点から、税理士に対する訴訟代理人となることを認めることにつき、以下のような指摘もあり、回答にある税理士への訴訟手続に関する専門的知識習得のための環境整備といった観点も視野に入れ、再度検討の上、見解を示されたい。 ・現在司法書士が簡易裁判所の代理権付与の要件としている研修プラス終了試験と同等以上のボリューム・内容をもった仕組みを作り、すべてをクリアした者に対してのみ、一定規模以下の事件について、代理人となる道を開くというやり方を通し、徐々に司法手続に参加していくやり方を取るべき。	c	-	現行の税理士の補佐人制度は、平成13年の通常国会における税理士法改正により新設された制度(平成14年4月施行)であるが、当制度は税理士業界の要望、規制改革委員会及び司法制度改革審議会での議論等を踏まえ、他の改正項目と併せて数年に渡る検討の末、改正されたものであること、当制度については新設されてから間がないこともあり、現在、定着過程にあること、当制度によって当該要望の趣旨は十分満たされているものと認識していること、 税理士は税務に関する専門家であって、訴訟の専門家ではないこと、などを考えれば、税理士を訴訟代理人とする必要性はないと考える。 (注1) 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出席し、陳述する権限を認めるべきである。(平成13年6月12日 司法制度改革審議会意見書) (注2) 司法書士についても、税理士同様、司	5150054	株式会社東京リーガルマインド	31

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700045	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5086	5086016	社団法人リース事業協会	11	国の機関向け長期リース契約に関する規制緩和		国の機関向けのOA機器等の物品、自動車の賃貸借契約を予算決算及び会計令第102条の2に規定された契約担当官等が翌年度以降にわたる長期継続契約ができる対象に加え、電気、ガス、水、電気通信役務と同様の扱いとすることを要望する。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。本年6月に国及び地方公共団体について提出した同内容の要望に対して総務省からOA機器のリース契約についても地方公共団体の長期継続契約の対象とするよう平成16年度中に措置するとの対応が示された一方、財務省からは、国の機関向けとの長期リース契約締結について、従来からの方法を維持する旨の回答があった。国の機関向けとの長期リース契約締結についても地方公共団体と同様の対応を期待する。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省	
z0700046	税理士資格付与条件の見直し	5150	5150054	株式会社東京リーガルマインド	21	税理士制度改革		税理士資格の付与条件について、見直しを求めます。 税理士の紛争処理手段への参入拡大を認めることを求めます	税理士と公認会計士の業務内容の近接性に鑑み、将来の統合を見据えて資格の付与要件(試験科目の免除等)を見直すことを求めます。 税理士に、訴訟代理人となることを認めるとともに、税務を専門に取り扱う裁判所の設置を求めます。	税理士が、その能力を活かして、コンサルティングや地方自治体の外部監査についてより活躍の場を広く、新規創業を支援すると共に、地方自治の拡充を支援すべきと考えます。 税務上の紛争が多発する現状において、迅速な紛争解決を図るべきと考えます	税理士法1条・2条・3条7条・8条 地方自治法252条の28第2項	財務省 金融庁 法務省	添付資料 1 はじめに～不動産鑑定士試験改革の必要性 2 不動産鑑定士試験改革の内容 3 規制改革対象法令
z0700047	税理士の紛争処理手段への参入拡大	5150	5150054	株式会社東京リーガルマインド	31	税理士制度改革		税理士資格の付与条件について、見直しを求めます。 税理士の紛争処理手段への参入拡大を認めることを求めます	税理士と公認会計士の業務内容の近接性に鑑み、将来の統合を見据えて資格の付与要件(試験科目の免除等)を見直すことを求めます。 税理士に、訴訟代理人となることを認めるとともに、税務を専門に取り扱う裁判所の設置を求めます。	税理士が、その能力を活かして、コンサルティングや地方自治体の外部監査についてより活躍の場を広く、新規創業を支援すると共に、地方自治の拡充を支援すべきと考えます。 税務上の紛争が多発する現状において、迅速な紛争解決を図るべきと考えます	税理士法1条・2条・3条7条・8条 地方自治法252条の28第2項	財務省 金融庁 法務省	添付資料 1 はじめに～不動産鑑定士試験改革の必要性 2 不動産鑑定士試験改革の内容 3 規制改革対象法令

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700048	情報システムの調達改革の促進	なし	情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととする。また、(3)において、低入札価格調査制度の活用を促進することとしている。 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成15年3月閣議決定)の3.2.(3)、エ、32.e.(a)において、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日、4月22日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。」とされている。	d	-	情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。 本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。 情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、平成15年3月改定)に定められた事項に関し、14年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、調査結果を取りまとめたところであり、現在、本調査結果をホームページを通じて公表すべく準備中。なお、フォローアップ調査から得たデータの公表について、2003年の両国首脳への報告書に記載されている事実はない。			d	-	(意見) 応じられない。 (理由) 本件措置(情報システムに係る政府調達制度の見直し)は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであるが、措置の内容には、検討中の案件も残されているため、現在、2003年度中を目途にその内容を調整しているところ。措置の内容が未確定である現段階においては、評価を行う時期を明示することは極めて困難である。	5071026	米国	11
z0700048	(上記の続き) 情報システムの調達改革の促進					(上記の続き) 情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)については、既にホームページ等の媒体を用いて公表しており、これまでも、規制改革推進3か年計画の改定等の際、日本経団連等の民間部門からの要望を受け、対応している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、「アクション・プログラム実行推進委員会」の下で「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に供給者等から要望を聴取している。						5071026	米国	12
z0700049	外国を拠点とする年金への拠出の容認	所得税法74条		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。						5072011	欧州委員会(EU)	31
z0700050	政府のII調達改革を強化するための措置の追加実施	なし	情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととしている。	d	-	我が国の予算制度上、国庫債務負担行為を活用することにより、複数年度にわたる契約を締結することは可能であり、また、情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日 平成15年3月19日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議)において申し合わせを行い、情報システムに係る政府調達を複数年にわたり行う必要がある場合には、ライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととし、そのため原則として、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約によることとしている。						5071027	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700048	情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		2003年3月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。 C/D連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、I調達を監督する権限を与える。 低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。 (2003年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかをフォローアップ調査から得たデータを公表する。 メモランダムによって実行されているI調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。 政府に価値ある民間の経験をもたらすCIOの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。		電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。I調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きI調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0700048	(上記の続き) 情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	12	(上記の続き) 情報システムの調達改革の促進						内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0700049	外国を拠点とする年金への拠出の容認	5072	5072011	欧州委員会 (EU)	31	年金制度の見直し		年金について、EUは、 免税される拠出金のレベルを引き上げ、従業員の年金拠出に企業が上乗せ拠出するマッチング拠出を許可し、年金加入者が年金資金を担保に資金を借り入れることを許可することによって、確定拠出年金の改善を図ること。 日本を離れる外国人従業員とその雇用者に日本の公的年金制度への義務的拠出金のすべてを還付することを許可すること。 日本の年金に支払われた拠出金と同じ税金控除を条件として、外国を拠点とする年金へ拠出すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.3.人的資源 による。		厚生労働省 財務省	
z0700050	政府のI調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	11	政府のI調達改革を強化するための措置の追加実施		政府のI調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する： 調達獲得に関する情報をタイム良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。 入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことによって、情報システムの調達においてライフサイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。		電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。I調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きI調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700051	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止	保険業法第265条の37～40、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第28～30条、36条、38条、39条、41条	保険契約者等の保護のための特別の措置に関する命令第28条において、機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする」とされており、機構は予算に関する認可・届出等に際し、収入支出予算を作成する義務を負っている。	c		保険特別勘定は、破綻保険会社の受皿会社が現れるまでの間、引受けた保険契約に係る経理を一時的に他の経理と区分する勘定である。 同勘定は、当該保険契約の支払い等に支障が生じないよう一般勘定との間で資金の融通をすることができることとされている(命令第41条)。 したがって、予算によりその収入支出を明らかにすべき認可法人の全ての勘定における資金管理を適切に把握する必要があり、保険特別勘定についても収入支出予算の作成が求められる。	新規要望 金融庁共管(監督局保険課)	回答では、保険特別勘定が一般勘定より資金の融通を受けることができるとされていることをもって措置困難とされているが、保険契約者保護機構の決算・経理業務の大幅な効率化の観点からは実施に向けた検討をすべき事項と考えられる。 以上を踏まえ、別途作成される保険会計の原則による会計処理においても適切に把握・管理することが可能であると考えられることから、予定貸借対照表、予定損益計算書で代替することの可否等を含め、改めて実施に向けた具体的な対応策を示され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		保険契約者保護機構は、万が一保険会社が破綻した場合のセーフティネットとして、保険業法の規定に基づき設立された認可法人であり、他のセーフティネットの役割を担う認可法人と同様、勘定ごとに予算及び資金計画の作成が義務付けられている。 保険特別勘定は、破綻した保険会社の保険契約者への保険金支払い等に支障が生じないよう一般勘定との間で資金の融通をすることができることとされており、同勘定は機構の決算見直しを把握するためのみならず、適切な資金管理を把握するために必要不可欠な勘定であるため、収入支出予算の作成を求めるものである。	5033005	社団法人日本損害保険協会	11
z0700052	先取特権の改正	国税徴収法第8、15～22条	国税は、納税者の総財産について、一定の被担保債権を除き、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされている。 例えば、納税者が国税の法定納期限等以前に抵当権等を設定している場合には、租税債権は、納税者の財産の売却代金について、その抵当権により担保される債権に次いで徴収することとされているなど、民法、商法等の実体法により定められる優先順位を前提として、租税債権と私債権全体の調整が図られている。	f	-	税制は、規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 【参考】 租税債権は、租税が国家存立の財政的裏付けとなるものであること、租税負担の公平確保の観点から確実に徴収されなければならないこと、私債権が反対給付を前提として相手方を選択して成立するものであるのに対して、租税債権は法律に基づいて一律に課されるものであることから納付・徴収されにくいという特質があること等の点が考慮され、優先権が認められている。					5083002	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	
z0700053	保険商品の定義の見直し	所得税法76条		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5083017	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0700054	日本版LLCの容認			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5116007	中間法人	11
z0700055	官公庁等における請求書様式の統一化等	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条(支払の時期) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針第6「対価の時期について」	政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針第6-1に規定する「適法な支払請求書」を受理しているところである。	e	-	前述の適法な支払請求書とは、「法令、契約、又は慣習により添付したものであることを要するが、それは、を受理したときに形式的に整備されておれば足りる。」こととしているために要望事項に掲げられている「官公庁等の指定様式」自体が存在しない。						5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700051	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止	5033	5033005	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止		保険契約者保護機構が、毎事業年度毎に作成、報告を求められている収入支出予算の対象から、保険契約に係る特別勘定を除外し、同勘定に係る収入支出決算書の作成を不要として頂きたい。	保険契約者保護機構の決算 経理業務が大幅に効率化される。	保険契約に係る特別勘定については、保険会社同様に、保険会計の原則による会計処理が別途求められており、現金主義の単年度収支を予算化する意義が乏しい。また、別途予定貸借対照表、予定損益計算書を作成することになっており、特別勘定の決算見直しを把握することは可能である。	保険業法第265条の37～第265条の40、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第28条～30条、39条	金融庁 財務省	
z0700052	先取特権の改正	5083	5083002	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	先取特権の改正		一般の先取特権順位は租税債権が最上位であるが、従業員への未払い賃金、退職給与等の労働債権、及び取引先や金融機関等の売掛債権や貸金債権を優先して弁済を受けられるように改正する。	失業問題における従業員の不安軽減及び中小企業の連鎖倒産防止、金融機関の無担保融資の促進	民法等	法務省 財務省		
z0700053	保険商品の定義の見直し	5083	5083017	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険商品の定義拡幅		生保による完全生存保険・トンチン年金の実施を認可し、税法上の取り扱いも保険商品として明確化する。現在保険商品の定義は生死に関わる給付をするのみ業法に記載されているのみで、内閣府令によって商品が列記されるものを生命保険としている。しかし、当該列記に定義される商品概念を超えるリスク分散機能をもつ金融商品が生命保険として認知されない場合もあろう状況にある。また生保商品定義が税法の取り扱い基準とマッチしていないために、生保商品の開発が抑制されている弊害も起こりうる。	少子化高齢化の進行するなかで低金利と失業者増加の環境と、公的年金の減額が余儀なくされる状況にあって、国民の長生きのリスクは高まっている。老後生活資金たる年金の自助努力は不可避であるにも関わらず、適切な給付をもたらす金融商品は十分に国民に提供されていない。欧州で普及している完全生存保険・トンチン年金を国民に啓蒙し、明確に生命保険として定義し、民間生保に制度普及を促すことを規制を明確化することで、アナウンス効果と民間生保の生存保険開発・販売活性化をもたらすべきである。	保険業法第3条、内閣府令・所得税法	金融庁 財務省		
z0700054	日本版 LLCの容認	5116	5116007	中間法人	11	日本でもLLC的な組織形態を認めてもらいたい		米国では、VCファンドにおいて最も一般的にLLCが使われているが、日本では同様の組織形態を認める法制度が無い。特にファンドのGPとして有用な制度であり、ぜひ日本でも認めてもらいたい。	LLCはGP構成員の有限責任と税のパススルーを両立するものであり、ファンドの利益拡大がGPの経済的利益をリンクさせるスキーム。従って、ファンドのパフォーマンス向上に繋がることから、投資家へのリターン拡大も見込め、再投資からベンチャー企業への資金流入拡大という、望ましいサイクルを生み出す可能性を持つ。	現状、定めるもの無し (日本の会社形態などを定めているものとしては、商法、民法、有責法などがある)	法務省 財務省	ベンチャー キャピタル・ファンドに関する基礎理論的考察 ～飯屋広郷(一橋大助教授)	
z0700055	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。	請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700056	PFI事業における民間収益施設の流動化	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(抜粋) (行政財産の貸付け) 第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。 2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。	選定事業者によって建設される一棟の建物が「PF事業として整備される公共施設部分」とそれ以外の民間収益施設部分から構成される場合、後者については、私権の設定が一般的に禁止されている行政財産である土地について、選定事業者に対して、その貸付けを認めている。	b		【内閣府回答】 PF法の選定事業者に対して認めている行政財産の使用又は収益の権限を第三者に譲渡することを認めるか否かについては、財務省、総務省をはじめ行政財産の管理を所掌する各省と協議の上、検討する。		内閣府の左記の回答を踏まえ、平成16年度中に結論を得て実施されることの可否について改めて検討されたい。	-	-	PF法を所管する内閣府PFI推進室から対応策に関する協議を受けていない現時点では、平成16年度中に結論を得て、実施することの可否を検討できる段階にない。	5021099	社団法人日本経済団体連合会	11
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。 4 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。										5021099	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700056	PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	11	PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。		民間収益施設部分の所有者の変更が、直ちに公共施設等の用途または目的を妨げるとは考えられない。運営主体を限定する等により公共施設等の用途または目的は十分に担保されると考えられ、全面的に権利処分を認めないのではなくより規制の範囲を限定すべきである。 民間収益施設を流動化可能とすることにより、資金の早期回収が見込める等、事業者の選択肢が広がり、事業参画の可能性が増す。また公共側にとってもより多数の民間事業者が競争参加することにより、VFMの更なる追求が可能になる。	PFI法11条の2	内閣府 総務省 財務省	PFI法11条の2は、選定事業者が、当該選定事業に係る建物を所有した場合、行政財産たる土地を「当該選定事業者」に対して貸し付けるとしている。よって、当該選定事業者が民間収益施設の所有権を第三者に譲渡した場合であっても、土地は当該選定事業者に対して貸し付けられる。換言すれば、第三者は民間収益施設の所有権譲渡を受けても土地の貸付けを受けられないため、事実上民間収益施設の流動化が阻害されている。
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府 総務省 財務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 5 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。 6 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。										5021099	社団法人日本経済団体連合会	13
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 7 前各項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。 8 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第三項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項から第六項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。										5021099	社団法人日本経済団体連合会	14
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 ----- カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くしに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当する行為である。	c	-		【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。 【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。	要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	-	-	関係省庁においてカジノ設置に向けた法的、制度的な検討が行われる場合には、当省としても対応方を検討することとしたい。	5035006	社団法人日本船主協会	11

管理コード	項目	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	13	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府 総務省 財務省	
z0700056	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	14	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府 総務省 財務省	
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5035	5035006	社団法人日本船主協会	11	日本籍船でのカジノの自由化		日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	刑法第185条、186条	警察庁 法務省 総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 ----- カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c ----- b	- ----- -	【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。 ----- 【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	-	-	関係省庁においてカジノ設置に向けた法的、制度的な検討が行われる場合には、当省としても対応方を検討することとしたい。	5123002	社会福祉法人 鞍手会	11
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 ----- カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c ----- b	- ----- -	【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。 ----- 【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	-	-	関係省庁においてカジノ設置に向けた法的、制度的な検討が行われる場合には、当省としても対応方を検討することとしたい。	5145015	東京都	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5123	5123002	社会福祉法人 鞍手会	11	カジノハウス特別法の早期設置(刑法賭博罪)の規制		<p>カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある</p>	<p>鞍手町内国有林(8林班)の1km内に複合施設として民設民営で運営する。外国人と入場許可証を持った日本人を対象とし、地元一般人は入場禁止とする。日本の城下町イメージの空間作りで観光産業として、社会福祉に特化した町づくりの可能性を見出す</p>	<p>社会的弱者の福祉を充実させる財源は、社会的強者と言われる者の、カジノでの経済活動における収入の一部を充てる事を義務付ける。雇用創出や町づくりのシンボルとなり経済効果がある</p>	刑法(賭博罪)、森林法第三章	<p>警察庁 法務省</p> <p>総務省 財務省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>鞍手町国有林内に複合施設として建設することで、私有林を必要とする場合は、代替用地として国有林を払い下げ、交換用地として利用する可能性がある。</p> <p>添付資料 第四号 4-12 第七号 「構造改革活動レポート」 第八号 「社会福祉法人鞍手会理事評議委員会 議事録内容」参照</p>
z0700057	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5145	5145015	東京都	11	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備		<p>カジノを実現するために、所管官庁を決め、必要な特別法の制定などの法整備を行うこと</p>	<p>カジノ開設</p>	<p>・カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くしに関する罪で規制されており、実施することができない。</p>	刑法第185条～187条(賭博および富くしに関する罪)	<p>警察庁 法務省</p> <p>総務省 財務省 経済産業省 国土交通省</p>	